

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月6日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
令和7年度村長所信表明	9
同意第1号の上程、説明	19
同意第2号の上程、説明	19
議案第12号の上程、説明	20
議案第13号の上程、説明	21
議案第14号の上程、説明	21
議案第15号の上程、説明	22
議案第16号の上程、説明	22
議案第17号の上程、説明	23
議案第18号の上程、説明	24
議案第19号の上程、説明	25
議案第20号の上程、説明	25
議案第21号の上程、説明	26
議案第22号の上程、説明	27
議案第23号の上程、説明	28
議案第24号の上程、説明	28
議案第25号の上程、説明	29
議案第26号の上程、説明	30
議案第27号の上程、説明	32
議案第28号の上程、説明	32
議案第29号の上程、説明	33

議案第30号の上程、説明	34
報告第1号の上程、報告	35
報告第2号の上程、報告	35
意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	36
休会について	38
散会の宣告	38

第 2 号 (3月11日)

開議、散会の日時	39
出席議員	39
欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	39
事務局出席者	39
議事日程	40
開議の宣告	41
一般質問	41
宮 城 貢 議員	41
宮 城 良 治 議員	46
平 良 嗣 男 議員	53
大 城 邦 彦 議員	55
吉 浜 覚 議員	60
宮 城 美和子 議員	69
散会の宣告	73

第 3 号 (3月12日)

開議、散会の日時	75
出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	75
事務局出席者	75
議事日程	76
開議の宣告	78
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	78
同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	78
議案第12号の質疑、委員会付託	79
議案第13号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	79
議案第14号の質疑、委員会付託	80
議案第15号の質疑、委員会付託	80

議案第16号の質疑、委員会付託	80
議案第17号の質疑、委員会付託	81
議案第18号の質疑、委員会付託	81
議案第19号の質疑、委員会付託	81
議案第20号の質疑、委員会付託	83
議案第21号の質疑、委員会付託	84
議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	84
議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	86
議案第24号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	86
議案第25号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	87
議案第26号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	93
議案第27号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	93
議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	94
議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	94
議案第30号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	94
議員派遣の件	95
諸般の報告	96
散会の宣告	96

第 4 号 (3月13日)

開議、散会の日時	97
出席議員	97
欠席議員	97
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	97
事務局出席者	97
議事日程	98
開議の宣告	99
議案第22号及び議案第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	99
休会について	101
散会の宣告	101

第 5 号 (3月21日)

開議、閉会の日時	103
出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	103
事務局出席者	103
議事日程	104

開議の宣告	106
議案第12号、議案第20号及び議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	106
議案第14号～議案第19号、意見案第3号及び意見案第4号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	109
議案第25号～議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	116
陳情第32号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	124
議員派遣の件	125
閉会の宣告	127
署名議員	127

令和7年第3回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和7年3月6日
会期16日間
閉会 令和7年3月21日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月6日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・令和7年度村長所信表明・同意2件・議案提案説明・報告2件 意見案第1号提案説明、質疑、委員会付託省略(即決)
3月7日	金	休 会		議案検討(中学校卒業式)
3月8日	土	休 会		
3月9日	日	休 会		
3月10日	月	休 会		議案検討
3月11日	火	本会議	午前10時	一般質問
3月12日	水	本会議	午前10時	同意第1号及び第2号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第13号及び第24号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第12号、第20号及び第21号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第14号～第19号質疑、総務常任委員会付託 議案第22号、第23号、第25号～第30号質疑、予算審査特別委員会付託 議員派遣の件
		委員会	午後1時30分	議案第22号及び第23号予算審査特別委員会 (補正予算) (説明～採決)
3月13日	木	本会議	午前10時	議案第22号及び第23号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決
		委員会	午前10時30分	議案第12号、第20号及び第21号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午前11時	議案第14号～第19号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第32号総務常任委員会 (検討～採決)
3月14日	金	委員会	午前10時	議案第25号～第30号予算審査特別委員会 (新年度予算) (説明～検討)
3月15日	土	休 会		
3月16日	日	休 会		
3月17日	月	休 会		議案検討(こども園卒園式)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月18日	火	休 会		議案検討（小学校卒業式）
3月19日	水	委員会	午前10時	議案第25号～第30号予算審査特別委員会 （新年度予算） （質疑～採決） 終了後現場調査
3月20日	木	休 会		（春分の日）
3月21日	金	本会議	午前10時	議案第12号、第20号及び第21号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第14号～第19号、意見案第3号及び第4号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第25号～第30号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第32号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議員派遣の件（閉会）

会期日数 16日間 本会議日数 5日間 委員会日数 4日間 休会日数 9日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
32	令和7年2月17日	国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣安男	総務常任委員会
33	令和7年2月17日	訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと国に求める意見書提出の陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣安男	議員配布
34	令和7年2月27日	高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣安男	議員配布

令和7年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和7年3月6日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和7年3月6日 午前10時00分)

散 会 (令和7年3月6日 午後0時16分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		令和7年度村長所信表明	
6	同第1号 意号	教育委員会委員の任命について	提案説明
7	同第2号 意号	教育委員会委員の任命について	提案説明
8	議案第12号	塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更について	提案説明
9	議案第13号	大宜味村国民健康保険基金条例を廃止する条例	提案説明
10	議案第14号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議案第15号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議案第16号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議案第17号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	提案説明
14	議案第18号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	提案説明
15	議案第19号	大宜味村犯罪被害者等支援条例	提案説明
16	議案第20号	大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	提案説明
17	議案第21号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
18	議案第22号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）	提案説明

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
19	議 案 第 2 3 号	令和 6 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)	提 案 説 明
20	議 案 第 2 4 号	令和 6 年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	提 案 説 明
21	議 案 第 2 5 号	令和 7 年度大宜味村一般会計予算	提 案 説 明
22	議 案 第 2 6 号	令和 7 年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提 案 説 明
23	議 案 第 2 7 号	令和 7 年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提 案 説 明
24	議 案 第 2 8 号	令和 7 年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提 案 説 明
25	議 案 第 2 9 号	令和 7 年度大宜味村簡易水道事業会計予算	提 案 説 明
26	議 案 第 3 0 号	令和 7 年度大宜味村下水道事業会計予算	提 案 説 明
27	報 告 第 1 号	令和 7 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告 について	報 告
28	報 告 第 2 号	大宜味村教育大綱の策定について	報 告
29	意 見 案 第 1 号	災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済 が受けられる適用制度改善を求める意見書	質 疑 付 託 省 略

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和7年第3回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 宮城良治議員及び3番 大城邦彦議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月21日までの16日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。
（友寄景善村長 登壇）
- 村長（友寄景善） おはようございます。
令和6年度はいよいよ今月までとなりました。行政全般にわたり御理解、御支援を賜り感謝申し上げます。
それでは一般行政報告といたしまして、昨年12月から本年2月までをかいつまんで報告申し上げます。

議案書の施政方針と同意第1号の間にあります一般行政報告を御覧いただきたいと思ひます。

12月3日に村民の声を直接聞く日を設定し、相談、要望、提案、情報提供等が5件ありました。

20日には、年末年始の交通安全県民運動の大宜味村大会を津波の潟原で開催し、村民及び関係者とともに交通安全祈願及び交通安全を呼びかけいたしました。

27日には、村内の社会福祉施設6か所を訪問し、慰問を兼ねながら施設の利用状況の確認及び意見交換を行いました。

次、ページをめくりまして、新しい年を迎え1月4日に、二十歳の集いを改善センターで開催し、家族や村民とともに新成人の新たな門出を祝いました。

7日には、村民新春の集いを改善センターで開催し、村民をはじめ郷友会の皆様など大勢の参加をいただき新春をことほぎました。

22日には、浦添市内で開催されました沖縄県赤十字大会に参加し、表彰式典や活動報告などがあり、赤十字社の使命を再認識いたしました。

25日から26日にかけて、旧大宜味小学校グラウンドを主会場に第32回村産業まつりを開催し、県外からは西会津町、石巻市、湯沢市、蟹江町の参加を得て、盛況に開催することができました。来場者は昨年を下回り4,000人でした。

28日には、バナメイエビ養殖に関する判決期日がありました。本件訴訟の判決言い渡しの内容ですが、判決は、1つに、原告の請求を棄却する。2つ目、訴訟費用は原告の負担とするというもので、当方の勝訴裁判となりました。裁判所に確認しましたところ、控訴状の日付も裁判所に控訴状が届いたのも令和7年2月13日ということでした。

30日には、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が名護市内で開催され、相互理解と交流を深めてまいりました。

ページをめくりまして、2月7日には、和歌山県の岸本知事が高齢者見守りシステムの視察のため本村を訪れました。根路銘区で実施している家庭を訪問した後、村役場において村が実施している事業内容の紹介及び意見交換を行いました。

15日には、株式会社リクルートが全国から募集した高校生、大学生30名が本村を訪れ、村内を調査し、よそ者、若者から見た大宜味村の魅力についての発表がビジターセンターにおいてあり、参考とさせていただきます。

17日には、旧大宜味小学校体育館において、村民を対象に施策説明会を開催し、6年度事業の進捗状況の説明及び7年度事業計画内容を説明、御理解をお願いしました。

23日には、元農林水産省課長で、現在は全国土地改良政治連盟の顧問などをされています進藤金日子参議院議員が、昨年11月の豪雨被災の調査に訪れ、平南川沿いの農地被災現場を案内し、実情を知っていただきました。

なお、令和6年度入札結果の報告を添付しておりますのでお目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで行政報告を終わります。

◎令和7年度村長所信表明

○ 議長（大城佐一） 日程第5 令和7年度村長所信表明を求めます。村長。
（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） はじめに

令和7年3月定例会の開会にあたり、村政運営に関する所信の一端と、令和7年度予算の概要及び主要施策についてご説明申し上げます。議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

昨年11月9日から10日にかけての本島北部における記録的な豪雨により、被災された村民及び県民の皆様に対し心からお見舞い申し上げます。津波浄水場の被災による断水につきましては、国、県、近隣市町村からの全面的な支援を賜りながら、早期復旧に全力を尽くしてまいりました。また、村道・農道・林道等の土砂除去や災害対策等に迅速にご対応していただきました村内外の事業者の皆様にも、深く感謝申し上げます。

今回の豪雨災害は、家屋、道路、河川、農地、農畜産物、車両など、村全域に甚大な被害をもたらしました。この甚大な災害に対し、被災者支援をはじめ、国、県等と連携し、復旧・復興に向けて鋭意取り組んでおります。また、村内外の事業所、団体、個人の皆様から心温まる多額の義援金を賜り、厚く御礼申し上げます。今回の想定外の災害を教訓に、防災・減災対策を強化し、災害に強い村づくりに一層努めてまいります。

地球温暖化の影響とも指摘される豪雨災害は、国内のみならず世界各地で多発しており、その対応は人類共通の喫緊の課題です。早急な対策を講じなければなりません。また、世界各地では依然として、戦争や武力衝突が後を絶ちません。人類同士が命を奪い合う凄惨な状態が頻発し、世界経済や社会に深刻な影響を与えています。力による現状変更ではなく、外交努力による平和的解決を目指すべきと考えます。

我が国においては、台湾有事が懸念され、沖縄県民は特に強い不安感と危機感を抱かざるを得ません。戦争のない平和な社会を構築するため、『ぬちどう宝・人権擁護』を肝に銘じ、国家間の戦争や地域紛争等の武力行使には断固として反対し、対話による問題解決、命と人権を尊重する平和行政を推進します。多様性を尊重し、すべての人が理解し協力し合える共存社会の実現を目指します。

世界中で猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症は、私たちの生命を脅かし、社会経済活動にも深刻な影響を与え、様々な面で大きな制約を余儀なくされてきました。ようやく新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ、社会経済活動も以前のように活発になり、イベントや各種活動もコロナ禍以前のように実施され、賑わいを取り戻しつつあります。本村においても、各種イベントの通常開催や新たな事業に積極的に取り組み、活力と賑わいの創出に努めてまいります。

一昨年10月末の住民登録人口が、村政史上初めて3,000人を割り込み、村内に大きな衝撃が走りました。これまで村は、人口増加や減少抑制に向けた様々な政策を講じ、一定の効果を上げてきましたが、近年、人口減少に歯止めがかからず、本村の減少率は県内でも顕著であり、極めて憂慮すべき状況です。人口減少は、地域社会の活力低下を招き、様々な面で支障をきたします。税込減や農林漁業をはじめとする各種産業の後継者・担い手不足による経済活動の停滞、さらにはウングミ行事や豊年祭、集落清掃といった各々の伝統行事や集落機能の維持も懸念され、地域社会の活力が失われていく恐れがあります。人口減少に歯止めをかけるため、住家の確保、雇用の創出、福祉の充実、そして子育て支援と教育の充実に一層取り組み、活力ある村づくりに努めてまいります。

村政は、何よりも村民のためでなければなりません。隅々にまで光を当て村民の声を丁寧に拾い上げ、村民の声がかかりと届く、そして村民と共に内外に誇れる輝く大宜味村を築いてまいります。そのためには、村民から信頼される透明性、公正性、公平性を確保した村政運営を行い、各種事業を展開する

際には、その目的や根拠を明確にし、説明責任を果たすとともに、村民の皆様のご理解とご協力を得ながら事業を推進してまいります。安心・安全・豊かさ・暮らしやすさを実感できる村づくりのため、医療体制の充実強化と自然災害から村民の生命財産を守る防災・減災対策を強化してまいります。さらに、「大宜味村に住んでよかった」と、実感できる社会を築くため、伝統文化を継承しながら、地域コミュニティを強固にし、共助の精神（ユイマール）を大切に、生活弱者や高齢者に優しい村づくりを進め、生きがいと潤いに満ちた村を目指します。

少子化は、本村のみならず国全体が抱える大きな課題であり、将来の生活に危機感と大きな不安をもたらしています。子どもを産み育てやすい環境整備は喫緊の課題です。社会全体、地域ぐるみで子育てを支援する必要があります。そのため、産前産後のケアはもちろんのこと、経済的負担を少しでも軽減するため、学校給食費の無償化を継続するとともに、認定こども園の保育料無償化を図ってまいります。

子育て支援と人材育成は、未来への大きな投資です。将来を担う子どもたちは、最も大切にかけがえない存在です。一人ひとりの能力を最大限に引き出し、夢や希望を実現できるよう、学習環境の整備と教育の充実を図り、個に応じた教育を支援してまいります。

大宜味村は、「大宜味村らしさ」をさらに追求していく必要があります。小規模、零細、家族（家庭内）経営の事業所など、在来産業が多く存在します。足元を見つめなおし、既存の産業を育成・振興することは、大宜味村の魅力をさらに高め、村を活性化させる原動力になり、大宜味村独自の付加価値の高い商品開発と豊かな自然環境や伝統文化を活かした観光・イベントの展開が、大宜味村発展の鍵となると考えております。村民自らが暮らしに潤いと癒しを実感でき、伝統工芸の継承と文化の薫り高い村づくりに努めてまいります。

世界自然遺産に登録された地域に住む者として、誇りを持ち、地域を深く理解し、その自然を最大限に活かして村の魅力を引き出す必要があります。本村は、豊かな自然をはじめ、様々な観点から大きな可能性を秘めています。生物多様性の地域特性を活かしながら、その保全と活用を推進していかなければなりません。その一環として、日本初となる国立自然史博物館の設立と本村への誘致に向けた活動を、引き続き展開してまいります。

大宜味村のさらなる飛躍と村民福祉の向上に向けた各分野の施策につきましては、次のとおり示し、令和7年度の村政運営に全身全霊で取り組んでまいります。

1 予算の概要について

令和7年度予算については、最終年度となる、「大宜味村第5次総合計画」と、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策の評価・点検を行い、新たな「第6次総合計画」と「第3期総合戦略」の計画策定を重点事業とした予算編成を行ったところであります。その結果、一般会計予算は62億8千5百万円で、対前年度比9億5千万円、17.8%の増となっております。また、国民健康保険・後期高齢者医療の特別会計予算総額は5億5千万円、対前年度比7百50万円、1.35%の減となっております。

2 行財政の健全化について

(1) 職員の資質の向上

全国市町村アカデミーや自治研修所等への派遣、さらに職場での自主研修は新たな知識を習得し、職員の向上意欲を高める重要な研修であることから積極的、計画的に取り組んでまいります。また、来庁者に対して親切丁寧な接客対応ができるよう取り組んでまいります。

(2) 健康管理

職員の安全と健康を確保することを目的に、安全衛生委員会を定期的開催し、快適な職場環境の形成に向け努めるとともに、業務が多様化・高度化する中、精神面での疾病予防として、定期的にストレスチェックを実施するとともに、カウンセリングなど支援体制構築に取り組んでまいります。

また、人間ドック等の各種検診も積極的に取り組み、職員の健康管理に取り組んでまいります。

(3) 行政改革の推進

デジタル社会への対応が急速に進む中、DXの推進等、複雑多様化する村民ニーズに的確な対応に努めるとともに、「村民から親しまれる村役場の実現」に向け、新たな行政改革の指針となる「第7次大宜味村行政改革大綱」の策定に取り組んでまいります。

(4) 財政運営

歳入面では、むらづくり応援寄附金が増加傾向にあるものの、国有資産等所在市町村交付金の減価償却による減少や、人口減少に伴う村税等の自主財源の減少など依然として厳しい財政状況にありますが、今後も徴収率の向上やふるさと納税の推進など、自主財源の確保に取り組んでまいります。

歳出面では、給与改定に伴う人件費の増や、防災行政無線設備更新、役場旧庁舎保存修理計画に伴う委託費等の物件費の増、制度改正に伴う児童手当や介護サービスに伴う扶助費などの義務的経費の増、消防本部新庁舎建設等に伴う補助費の増が見込まれることから、より一層経常経費の抑制を図るとともに、基金の計画的な運用を行い、将来世代に過度な負担を残さないよう、中長期的な視点にも十分留意した財政運営に取り組んでまいります。

(5) 公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、令和4年度に改定した「大宜味村公共施設等総合管理計画」を基に、引き続き持続的なむらづくりに取り組んでまいります。

3 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり～産業の振興～

(1) 農業の振興

今年度は、新たに策定した「地域計画」目標地図8地区を基本にして、今後進行する高齢化や後継者不在に伴う耕作放棄地の防止や担い手への農地集積・集約を図れるように農業委員・推進員及び関係者と連携して農地の適正化に努めてまいります。

農地の貸し借りについては、その多くが「利用権（農業経営基盤強化促進法による利用権設定）」、又は「農地中間管理事業」で農地の貸借をしていましたが、地域計画を策定し公告した後は、「利用権（農業経営基盤強化促進法による利用権設定）」での農地の貸借は出来ないことになり、「農地中間管理事業」と「農地法第3条」による農地の貸借のみになります。そのため、「農地中間管理事業」による農地の貸借が多くなると予測されます。そのため農業委員会及び沖縄県農業振興公社と連携して農地中間管理事業を進めてまいります。

生産事業者の地理的不利性による取引条件の改善を図るため、県外出荷される農林水産物に対する輸送費の支援を行い、物流条件の改善を推進してまいります。

担い手の育成につきましては、新規就農者に対し経営開始資金を活用し、新規就農者の定着化や経営発展支援事業で、施設・機械整備等の支援を推進してまいります。

シークワサーにつきましては、令和6年度からの継続事業である地域農業振興総合指導事業（シー

クワサー) を活用し、県・村・J A関係者団体が一体となり、生産者の高齢化に対して、担い手育成の取組みや栽培管理技術向上を図ってまいります。

高単価が見込める青切り・フルーツ用果実を生産する意欲ある農家の支援を行うため、シークワサー生産奨励金を継続し、生産意欲の向上を図ってまいります。またシークワサーの搾汁した残渣は、殆どが廃棄される状況であることから、長年の課題であった商品化に向けて民間会社と連携し解決に取り組めます。最終年度となる旧G F Pグローバル産地づくり推進事業を活用し、香港へP R販売を通して販路拡大に努めシークワサーの付加価値向上を推進してまいります。

シークワサーの生産を安定的に拡大していくためには、高木化及び老木化した園地の更新等が必要になります。そのために生産者に配布する苗の増産を進め、また生産者が自らの力で苗を増やせるように増殖技術等の普及推進に努めてまいります。

営農活動で流出する赤土対策につきましては、赤土等流出防止営農対策促進事業等を活用し、農地から大切な土壌を流出させない農業技術の普及を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラスの一斉駆除、捕獲活動を引き続き行い、農作物への被害防止に努めてまいります。

農道等の基盤施設につきましては、村事業として田嘉里地区畑作等促進整備事業の圃場整備及び排水路工事の着手や田港地区畑作等促進整備事業、田嘉里2期地区農業基盤整備促進事業の実施設計業務、大工又地区畑地かんがい施設整備事業の工事等に取り組んでまいります。

また、県営による農業基盤整備促進事業押川地区や水質保全対策事業(耕土流出防止型)大保地区の基盤整備においても村として協力体制を強化してまいります。

(2) 林業の振興

「やんばる型森林業推進事業計画」や「大宜味村森林整備計画」に基づき、世界自然遺産地域として自然に配慮した森林業を推進してまいります。

また、沖縄県林業・木材産業構造改革プログラムに基づき、森林資源を活用した林業生産と林業所得の向上、並びに地域の活性化の振興を図るため沖縄林業構造確立施設の整備を推進してまいります。

年々拡大している松くい虫の被害対策として、松くい虫防除対策事業を継続して実施してまいります。喜如嘉林道の未整備箇所については、県と調整中であり採択に向けて取り組んでまいります。

(3) 畜産の振興

豚熱や口蹄疫、鳥インフルエンザ等への防疫体制については、県と連携しながら強化に努め、畜産農家への飼養衛生管理の支援を行ってまいります。

また、県と連携し、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導や新技術の提案等で、周辺環境の改善に努めてまいります。

(4) 水産業の振興

継続事業である、漁港海岸施設につきましては、引き続き老朽化した護岸施設等の適正な維持管理・修繕を目的にした整備工事に努めてまいります。また、塩屋漁港整備については南防波堤整備工事から先に取り組んでまいります。養殖漁業につきましては、村の新たな特産品として活用できるよう「スジアラ」、「ヤンバルスギ」等の養殖事業を推進してまいります。

(5) 商工業・観光の振興

地域内の商業が維持され発展していくように、商工会組織、本村の基幹産業の第一次産業と製造加工

業の連携も強化し、加工特産品開発を促進しつつ、村内事業者が主体性を持った事業展開のサポートを支援していくとともに、観光振興との連動を図りながら、県内外へのPR活動に取り組み、経済循環の仕組みづくりを検討しつつ経営の安定化と新たな市場開拓に努めてまいります。

また、村内には工房を構える工芸家が多く村の特産品とのコラボレーションを図るなど市場拡大に取り組んでまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、その価値を再認識し、村内外に広くPR活動を展開するとともに、地場産業として成り立つ仕組みづくりと伝統工芸を継承できる人材の育成を関係機関と連携し取り組んでまいります。

世界自然遺産登録やジャングリアの開業により、今後、多くの来訪者が予想されるため、村民自らが大宜味村のことを学び、来訪者に村の魅力を伝える「クガニーんちゅ（黄金人）」になれるようエコツーリズムガイド人材育成に向け取り組むとともに、観光振興安全対策について安全対策協議会において協議し、安全・安心な観光受け入れ体制の構築に努めてまいります。

また、観光振興の拠点形成として検討しております塩屋湾周辺利活用整備事業について、「塩屋湾の再生」ということを意識し、これまでの調査を基に水質環境の改善に向けた具体的な取り組みを検討し、風光明媚な塩屋湾をエコツーリズムにおける利活用について、地域住民との調和を図りながら取り組んでまいります。

4 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり～保健・福祉の充実～

(1) 健康福祉の村づくりの推進

村民の健康づくりにつきましては、生涯にわたる健康づくりを推進するため、ライフステージに合わせた情報発信、各種健康教室を実施してまいります。

住民健診につきましては、特に働き盛り世代の健康状態の改善に重点を置き、長期未受診者対策や休日健診実施等により、特定健診の受診率向上に努めるほか、がん検診受診率向上も併せて取り組んでまいります。

また、特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、糖尿病や糖尿病性腎症等への重症化予防に向け、医療機関と連携構築に努めてまいります。

(2) ユイマールコミュニティの形成の推進

日常生活に必要な移動手段を確保できない高齢者や観光利用で訪れた方が交通弱者となっていることの課題に対し、柔軟的な交通のあり方を模索し、支援充実に努めてまいります。

(3) 子育て環境の充実

子どもは地域の財（たから）であり、安心して子どもを産み育てられるよう地域全体で取り組んでいかなければなりません。その方策として「第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、切れ目のない子ども・子育て支援施策が総合的かつ計画的に展開できるよう子育てに関連する包括的な支援体制づくりに取り組んでまいります。

また、妊娠・出産、子育てに関することや乳幼児の発育・発達に関し、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦支援給付金を実施し、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援に取り組んでまいります。

放課後児童クラブや子どもの居場所、子育て支援センターなど、児童や子育て中の親子のための多様な居場所づくりの継続と支援体制の強化に取り組んでまいります。

子育て世帯の経済的・精神的負担軽減が図れるよう、18歳までを対象とした「こども医療費助成事業」

や「産婦健診事業及び産後ケア事業」、「出産祝金の交付」、「子育て世帯訪問支援事業」を継続し支援に努めてまいります。

（４）障害者（児）福祉の充実

障害者福祉につきましては、「第４期障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」に基づき、個々の障がいや生活状況に応じて、障害福祉サービスの適切な情報提供及び相談支援事業など切れ目なく実施し、障がいの有無によって分け隔てることなく、地域で安心して自立した生活環境を構築できるよう支援してまいります。

また、「巡回専門員整備事業」を継続し、こども園等の巡回相談を実施し、子どもの育ち・発達等について、相談支援を行ってまいります。

（５）高齢者福祉の充実

高齢者福祉につきましては、「高齢者保健福祉計画」に基づき、各施策・事業を展開してまいります。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援のため、継続して高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施し、健康課題の分析・対象者の把握を行い、健康相談や戸別訪問など高齢者の健康管理を支援するとともに、フレイル対策等の介護予防支援に取り組んでまいります。

認知症施策につきましては、高齢者の見守りとして、緊急時の通報システムの充実を図り、在宅での安全・安心な環境整備に努めるとともに、認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発活動に取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、引き続き、住民が主体となって「地域で支え合う体制づくり」が展開できるよう、包括支援センター、社会福祉協議会と連携して支援してまいります。

また、福祉活動の拠点となる施設整備につきましては、旧大宜味小学校跡地を活用し、社会福祉協議会の移転等に向け取り組んでまいります。

（６）保健医療施策の充実

保健医療施策の充実につきましては、村立診療所、歯科診療所との連携を図り、医療機器の更新を行い、村民が安心できる医療体制の充実を図ってまいります。

子どもの定期予防接種、高齢者のインフルエンザ予防接種等につきましては、接種率向上に努めるとともに、新型コロナウイルスの予防接種を継続し、新たに带状疱疹ワクチン等の接種を行い、関係機関と連携して感染症まん延や重症化予防に取り組んでまいります。

（７）国民健康保険の充実

国民健康保険事業の運営につきましては、引き続き、保健事業や医療費適正化による歳出の抑制、収納率向上や適正な保険税率の設定等による歳入の確保に取り組み、国保財政の健全化に向けて取り組んでまいります。

５ 歴史に学び人を育む文化の村づくり～教育・文化の振興～

（１）幼児教育の推進

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図ってまいります。幼児教育を担うおおぎみこども園においては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る架け橋期のカリキュラムの整備、実践や継続的な研修等を通して質の高い教育・保育の提供、及び子どもと地域住民との交流、保護者支援等の実践を通して、地域の子育て支援施設として中心的な役割を果たしてまいります。

また、小学校就学前までの子どもの給食費無償化・0から2歳までの村民税所得割課税世帯の利用者負担額の無償化を行ってまいります。

(2) 学校教育の充実

「変化の激しいこれからの社会を生き抜く児童生徒には、確かな学力を身につけさせ、自らが社会を創り出していくという視点から、持続可能な社会の創り手として、主体的に社会に関わる積極性や、新たな価値を生み出す創造力を育む」ということや、「あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成すること」などが求められています。その実現のため、各教科、領域において「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進」を通して、「主体的・対話的で深い学び」となる授業改善・学力向上に取り組んでまいります。授業実践にあたっては、GIGAスクール構想による、一人一台端末を活用した授業の充実のため、学校ICT支援員を引き続き配置し、その充実に努めてまいります。

また、小学校、中学校へのALTの配置とワールドクラスルームソフト活用を引き続き行い、外国語教育の充実に努めてまいります。

総合的な学習の時間においては、小学校、中学校ともに地域学習をテーマに、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れた特色のある学習を推進してまいります。

近年、急激な社会の変化に伴い、学校や地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。特に学校は、特別な配慮を要する児童生徒への対応、不登校児童生徒への対応、教育DXの対応など多くのことが必要な状況となっており、このような多くの課題に効果的に対応するためには、学校だけでは限界があります。そうした状況の中、保護者や地域住民が主体的に学校運営に参加し、教職員とともに学校のビジョンや課題を共有し、ともに知恵を出し合いながら、教育活動の充実と学校や地域の課題の解決につなげていくことを目的とする学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、学校・家庭・地域が一体となって子供を育てる体制を構築してまいります。同時に学校支援を目的とした地域学校協働活動を学校運営協議会と一体的に推進してまいります。この制度により、保護者や地域住民はともに学び、ともに育ち合う体制を構築してまいります。

経済的理由により就学困難と認められる場合には、必要な就学支援を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資するための就学奨励の方策を推進してまいります。

学校給食におきましては、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供と、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各教科等を通じた食育を推進してまいります。また、昨年度より引き続き、保護者の経済的負担軽減を図るため、給食費無償化に取り組んでまいります。

(3) 生涯学習の推進

①生涯学習の充実

これからの時代をより豊かに生きるために、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が高まっています。生涯学習は、自分自身の生活を充実させ、学んだことを生かして活力ある地域や社会をつくるなど、個人のためにも社会のためにも大切なものであります。

児童を対象とした「わんぱく体験団」、小学校6年生を対象とした福島県西会津町との交流事業「体

験の翼」、中学生を対象とした生徒間交流、海外短期留学、まちなか留学など人材育成を目的とした事業、村民を対象とした生涯学習講座、おおぎみ展、演劇鑑賞会、文化講演会、しまんちゅ芸能など多種多様な催し物を通して活動、学びの場を提供してまいります。

②生涯スポーツの推進

「第3期スポーツ基本計画」に基づき、性別・年齢等に応じたスポーツの習慣化促進等と通じて、国民誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた国民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指すことが必要とされていることから、塩屋湾一周マラソン、村体育協会行事、村民ふれあい運動会などを関係機関と連携しながら実施してまいります。

人生100年の時代を迎え、村民の健康に対する関心の高まりやライフスタイルの多様化から、スポーツ・レクリエーション活動は今後ともますます活発化し、ニーズが多様化すると考えられます。行政と関係団体等の連携をより緊密に図りながら、村民の主体的・自発的な活動を支援し、継続的にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、各年齢層が参加できる地域におけるスポーツを一層推進してまいります。

(4) 地域文化の振興

本村の地理的特性や歴史過程を経て醸成された独自の伝統文化は、貴重な文化遺産であり、本村の歴史、文化を知る上で貴重な村民の共有財産です。本村には国・県・村指定の貴重な文化財が数多くあり、これらを正しく保存継承し、有効な活用を図ってまいります。

平成29年度より調査に取り組んでおります根謝銘グスクにつきましては、引き続き調査を進め、史跡指定への取り組みを推進してまいります。

また、旧庁舎につきましては、令和7年3月に竣工から100年を迎えるため、その記念行事の取り組みを推進してまいります。

地域文化は、郷土の愛着や誇りを培いコミュニティを形成する力があり、地域社会にとって重要であります。大切な地域文化を継承するため、地域と行政の連携・協力の仕組みを構築し、文化活動を支援する体制として、文化協会の運営強化に努めてまいります。同時に、学校教育を通して地域の伝統文化等を学ぶ学習を取り入れてまいります。

6 安全、安心な住みよい村づくり～生活環境の整備～

(1) インフラの整備

継続事業として、「大川川等多自然川づくり推進計画」を基に、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備、やんばるらしい癒やされる河川の再生と、治水安全度の向上を目的に引き続き大川川河川整備を行ってまいります。

道路橋につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」を基に修繕や橋梁架替等を図り、今年度は、村道大川線の2号大川橋の架け替えのための実施設計を行ってまいります。

道路整備につきましては、老朽化が著しい箇所や危険箇所の整備に向け、補助事業の実施を早めていくよう取り組み、安全で人に優しく地域の活性化に繋がる道づくりを推進してまいります。

また、継続事業の村道根路銘上原線と村道腰間線は、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業を活用しながら、道路改良を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、令和6年度から公営企業会計を適用しており、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまい

ます。

また、令和5年度から8年計画で施設等の老朽化に伴う、更新事業等を行い、施設管理の効率的な運営・有収率の向上、地域住民に安全で良質な水の安定供給に取り組んでまいります。

その他水道事業の広域化については、沖縄県や県内の水道事業体等と調整しながら、より条件の有利な方向を検討してまいります。

下水道事業につきましても、令和6年度から公営企業会計を適用しており、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

また、経営戦略やストックマネージメントを参考に処理能力の向上を図るとともに、今後、結の浜地域に予定されている施設等の汚水処理がスムーズに行えるよう、事業計画を検討し適切な対応に努めてまいります。

一方、その他の地域では、合併浄化槽での汚水処理となっておりますが、未だに単独浄化槽などが残っており、これまで進めてきた合併浄化槽への移行を促進してまいります。

(2) 生活環境

公営住宅事業につきましては、「大宜味村公営住宅等長寿命化計画」を基に、渡海団地3・6号棟の外壁塗装及び屋上防水等の改修を行ってまいります。

また、安全・安心な生活環境の向上と貴重な野生生物の保護を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による保護・捕獲を継続実施し、世界自然遺産地域として生物多様性の保全に取り組んでまいります。

(3) 消防・防災の推進

「地域防災計画」を活用して、今後とも防災・減災に取り組むとともに、地域防災力向上を図る観点からも、自主防災組織の組織化に向け取り組んでまいります。

また、防災無線の機能強化を含め、更新を図ってまいります。消防防災対応力を強化するうえで極めて有効な対応策と考えられる沖縄県消防防災ヘリについては、早期導入に向けて沖縄県と連携して取り組んでまいります。

(4) 消費者行政

インターネット通販やSNSをきっかけとしたトラブルなど、消費者の被害やトラブルの未然防止のための啓発活動を行い、村民が安心して消費生活を送れるよう消費者行政に取り組んでまいります。

(5) 結の浜の整備推進

結の浜の土地利用につきましては、海浜公園の整備とホテル誘致に取り組むとともに、未利用地の効果的な活用に向け取り組んでまいります。

(6) 移住・定住・交流の促進

空き家活用について、所有者との確認が取れた物件について、移住・定住・交流希望者を積極的に受け入れられる環境整備に取り組み、空き地の活用による定住人口の増につながる施策を検討してまいります。

また、大宜味村と友好関係のある交流都市「福島県西会津町」「宮城県石巻市」「愛知県蟹江町」「秋田県湯沢市」「東京都調布市」との交流促進を強化し、人的・物的・経済的な相乗効果も期待し、相互の心の支えとなる友好関係の継続構築に取り組んでまいります。

むすびに

以上、申し上げました諸施策の執行にあたりましては、職員一人ひとりが村政発展への使命感と責任感を持ち、大宜味村らしさを活かした村づくり、また村民との協働による村づくりに全力をあげて取り組んでまいります。

最終年度となる「大宜味村第5次総合計画」で掲げられた村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。

令和7年3月6日

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで令和7年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時48分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎同意第1号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 同意第1号 教育委員会委員の任命について
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋911番地

氏 名 石川 浩之

昭和39年8月28日生

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定による教育委員会の委員のうち、任期が令和7年3月31日に満了する委員の後任を選任するため、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書等を添付しておりますのでお目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第2号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 同意第2号 教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字白浜442番地155

氏 名 屋我 浩美

昭和36年2月12日生

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定による教育委員会の委員のうち、任期が令和7年3月31日に満了する委員の後任を選任するため、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書を添付していますのでお目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第12号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第12号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更について

令和6年8月6日締結した塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金9,350万円
- 2 増 額 金745万8,000円
- 3 合計変更契約金額 金1億95万8,000円

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

護岸補修工、仮設工、構造物取壊工の数量増減に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、説明資料に変更箇所対照表等を添付しております。

詳しい内容につきましては、委員会において担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第9 議案第13号 大宜味村国民健康保険基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第13号 大宜味村国民健康保険基金条例を廃止する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

大宜味村国民健康保険基金条例を廃止する条例

大宜味村国民健康保険基金条例（昭和51年条例第12号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、平成30年4月1日から沖縄県の財政運営の責任主体となったことにより、保険給付費の財源が確保されたことから、この条例を廃止したいので、この案を提出する。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第10 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため見直した、国の単価基準に準じ、選挙長等の報酬の額を改定したいので、この案を提出する。

内容としましては、昨今の経済事情に鑑み国政選挙に係る単価の改正に伴い、選挙に係る報酬を改正するものとなっております。

附則として、令和7年4月1日から施行することとしております。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

詳細につきましては、委員会にて担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第15号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第11 議案第15号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第15号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき大宜味村職員の給料表等を改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

- 議長（大城佐一） 総務課長。

（真喜志 亮総務課長 登壇）

- 総務課長（真喜志 亮） それでは議案第15号について補足説明いたします。

今回の改正は、令和6年12月24日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同年10月の県人事委員会の勧告に基づき改正するもので、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、配偶者に係る扶養手当を令和7年度は現行「6,500円」を「3,000円」に、子に係る扶養手当を「1万円」から「1万1,500円」に引上げ、令和8年度に配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る扶養手当を「1万1,500円」から「1万3,000円」に引き上げる改正を2年間で段階的に行うものとなっており、第1条及び第2条で定めております。また、第1条において管理職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大する改正も行っており、別表第2及び別表第3の給料表の改正も行っております。

附則、第1項に施行期日として、この条例は令和7年4月1日から施行することとしておりますが、第2条の規定については、令和8年4月1日から施行することとなっております。

附則、第2項に給料表の改正に伴い、号給の切り替えに係る規定を定めております。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。御審議のほどよろしく願います。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第16号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第12 議案第16号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第16号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

公園等の適正な利用を推進するにあたり、公園等における利用者の禁止行為の明記及び使用料の見直し等、本条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（佐久川紀亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） それでは私のほうから補足説明を行います。

今回の主な改正は2点となっております。

まず、1点目が「行為の禁止」を追加するものであります。これまで管理上課題となっていた点について、第6条の1号から19号までの項目について、行為の禁止として明記しております。

2点目が、平南川ター滝駐車場の駐車場使用料の改正です。内容としては、これまで村外の方のみ使用料を徴収していましたが、村民も含めて使用料を徴収するような改正を行っています。

今回の条例改正に関連しまして、施行規則についても減免規定を拡充する改正を行う予定となっております。

併せて、条文の整理及びその他所要の整備を行っております。

なお、本条例は令和7年4月1日から施行となります。

説明資料として、新旧対照表及び施行規則の改正文等を添付してございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）に基づき関係条例を整理する必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

（真喜志 亮総務課長 登壇）

○ 総務課長（真喜志 亮） 議案第17号について補足説明します。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「自由刑の単一化」が掲げられ、懲役及び禁錮を新たな自由刑として単一化されることとなり、条例中の罰則に定められている「懲役」や「禁錮」といった用語を「拘禁刑」へ改正する必要があることから、関係条例を一括して改正するものであります。

附則として、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律を参考に、罰則の改正に伴う改正前にした行為等に対し、附則第2項から5項に経過措置を設けています。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第14 議案第18号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第18号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）に基づき関係条例を整理する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条ずれが生じていることから、関係条例を一括して改正するものであります。

附則として、令和7年4月1日から施行することとしております。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、委員会にて担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第15 議案第19号 大宜味村犯罪被害者等支援条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第19号 大宜味村犯罪被害者等支援条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図ることを目的に、大宜味村犯罪被害者等支援条例により必要な事項を定めるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

- 議長（大城佐一） 総務課長。

（真喜志 亮総務課長 登壇）

- 総務課長（真喜志 亮） 議案第19号について補足説明します。

まず、本条例の制定の経緯としまして、全国的に犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な支援を行うことに特化した条例を制定する動きがあり、沖縄県においても令和4年7月に条例を制定しております。しかしながら県内市町村での条例の制定がなく、名護警察署協議会より、名護署管内である1市3村へ条例制定要望書が提出され、今回の提案となっております。

本条例は、第1条から第13条までで構成されております。

第4条では村の責務、第5条には村民等の責務を定め、第6条では、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活に円滑に営むことができるよう、相談及び情報の提供等について定めています。

第7条から第9条については、犯罪被害者等に対しての各支援について定めています。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものとなっております。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第20号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第16 議案第20号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第20号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

村外からの火葬件数の増加や近年の物価上昇に伴い、維持管理費が増加しており、火葬使用料を値上げする必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、使用料の見直しで、区分の「16歳以上」を「12歳以上」、「0歳から15歳まで」を「12歳未満」に改正し、使用料は、大宜味村に住所を有する者や大宜味村に本籍を有する者、国頭村、東村は、据え置きで、その以外の地域は近隣市町村を参考にして値上げの改正をしております。

施行期日としましては、令和7年4月1日となっております。

なお、説明資料として新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、委員会において担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第21号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第17 議案第21号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第21号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部が改正され令和7年4月1日から施行されることに伴い、これを参酌して資格要件を見直す必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

（花田義徳建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（花田義徳） それでは議案第21号について補足説明をいたします。

今回の改正については、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準」が大幅に改正されることに伴い、第3条（布設工事監督者の資格）と第4条（水道技術管理者の資格）を国の基準でほぼ準用しており、条例制定時から明記されている第3条（布設工事監督者の資格）第12号水道技術管理者の資格を有する者を参酌して追加しております。

施行期日としましては、令和7年4月1日となっております。

なお、説明資料とし新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。詳細につきましては、委員会にて説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第22号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第18 議案第22号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第22号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）令和6年度大宜味村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,132万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億428万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年3月6日提出
大宜味村長 友寄景善

補足説明を副村長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） それでは議案第22号の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、1億2,132万4,000円の増額補正となっております。

歳入について、主な款で概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

10款地方交付税4,828万3,000円の増額ですが、普通交付税の増によるものです。

15款県支出金1,248万6,000円の減額は、主に沖縄振興特別推進交付金と経営発展支援事業補助金の実績によるものとなっております。

17款寄附金1億8,046万5,000円の増額は、主にむらづくり応援寄附金によるものです。

予算書の2ページをお開きください。

18款繰入金4,328万7,000円の増額は、主に国民健康保険特別会計繰入金によるものです。

21款村債1億3,450万円の減額は、主に過疎対策事業債の配分額減額調整によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の概要を説明いたします。予算書の3ページをお開きください。

1款議会費から4ページの10款教育費までは、主に実績あるいは実績見込みによる減額となっておりますが、3ページの3款民生費1,523万7,000円の増額は、主に物価高騰対応重点支援給付金事業（住民税非課税世帯）の給付金によるものです。

予算書の4ページをお開きください。

13款諸支出金、基金費 2億4,918万9,000円の増額は、主に結い基金費の積立金となっております。

5ページには、第2表繰越明許費、6ページには第3表地方債補正を記載しております。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第19 議案第23号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第23号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）令和6年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,006万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,029万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、歳入で8款繰入金6,006万円の増額補正となっており、基金条例の廃止に伴う繰入金の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で338万3,000円の減額、6款保険事業費で863万2,000円の減額となっており、主に実績に伴う人件費等の減額となっております。

9款諸支出金4,996万1,000円の増額につきましては、主に基金条例廃止に伴う繰入金の一部を一般会計へ繰り出すため増額としております。

10款予備費につきましては、2,211万4,000円の増額となります。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第20 議案第24号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第24号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）令和6年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,144万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、歳入で1款後期高齢者医療保険料70万4,000円の増額、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金70万4,000円の増額となっております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第25号の上程、説明

○ 議長(大城佐一) 日程第21 議案第25号 令和7年度大宜味村一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第25号 令和7年度大宜味村一般会計予算 令和7年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億8,530万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明は、担当課長から説明させていただきます。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

(宮城 豊副村長 登壇)

○ 副村長(宮城 豊) 議案第25号の概要を説明いたします。

予算総額は62億8,530万3,000円で、対前年度9億4,983万6,000円の増額で、対前年度比17.8%の増となっております。

歳入について主な款で御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

15款県支出金ですが、10億8,522万3,000円で、対前年度5億1,977万7,000円の増額となっております。主に農林水産業費県補助金及び災害復旧費県補助金の増によるものとなっております。

予算書の3ページをお開きください。

18款繰入金ですが、5億1,041万4,000円で、対前年度1億6,692万円の増額となっております。主に結い基金繰入金の増によるものとなっております。

21款村債ですが、7億5,440万1,000円で、対前年度1億8,945万4,000円の増額となっております。主に総務債（緊急防災・減災事業債）の増によるものとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主な款で御説明いたします。予算書の5ページをお開きください。

6款農林水産業費ですが、8億1,307万6,000円で、対前年度3億2,323万8,000円の増額となっております。主に農地費及び漁港建設費の増によるものとなっております。

予算書の6ページをお開きください。

8款土木費ですが、5億4,884万4,000円で、対前年度は1億466万7,000円の減額で、主に道路新設改良費の減によるものとなっております。

11款災害復旧費は、4億9,200万1,000円となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、8ページに第2表地方債を記載しておりますので御参照ください。

また、9ページから11ページに事項別明細書、12ページから199ページに各経費の費目内訳、200ページから208ページに給与費明細書、209ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書、210ページには地方債の現在高調書を載せておりますので御参照ください。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第26号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第22 議案第26号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第26号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
令和7年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,896万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を副村長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） 議案第26号について補足説明させていただきます。

予算総額は歳入歳出それぞれ4億9,896万5,000円で、対前年度1,892万円の減額となっております。前年度比3.7%の減となっております。

歳入について主な款で御説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1款国民健康保険税6,403万1,000円ですが、対前年度238万9,000円の増額となっております。主に一般被保険者国民健康保険税の増額によるものです。

5款県支出金ですが、3億6,642万9,000円で、対前年度249万2,000円の減額となっております。主に保険給付費等交付金の減額によるものです。

8款繰入金ですが、4,829万8,000円で、対前年度112万4,000円の増額となっております。主に保険基金安定繰入金の増額によるものです。

次に歳出について主な款で説明いたします。予算書3ページをお開きください。

1款総務費1,231万円ですが、対前年度302万4,000円の増額となっております。主に制度改正に伴う国保システム改修委託料の増額によるものです。

2款保険給付費3億2,480万7,000円ですが、対前年度1,001万4,000円の減額となっております。主に療養給付費の減額によるものです。

6款保険事業費2,145万9,000円ですが、対前年度414万3,000円の増額となっております。主に特定健康検査事業費の増額によるものです。

予算書4ページをお開きください。

10款予備費は、1,412万7,000円の計上となっております。

なお、令和7年度予算におきましては、退職医療制度の廃止に伴い関連する予算科目の変更を行っております。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第23 議案第27号 令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第27号 令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算
令和7年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,063万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を副村長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） それでは議案第27号について補足説明させていただきます。

予算総額は歳入歳出それぞれ5,063万4,000円で、対前年度1,141万4,000円の増額となっており、対前年度比は29.1%の増となっております。

それでは歳入について主な款で御説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、3,245万8,000円で、対前年度926万円の増額となっております。

4 款繰入金1,719万1,000円ですが、対前年度比207万4,000円の増額となっており、主に保険基盤安定繰入金の増額によるものです。

次に歳出について御説明いたします。予算書2ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、4,905万円で、対前年度1,108万5,000円の増額となっており、主に保険料の増額に伴う納付金の増額となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第28号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第24 議案第28号 令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第28号 令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算
（総則）

第1条 令和7年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 2戸
 - (2) 年間総給水量 1万4,640m³
 - (3) 一日平均給水量 40m³
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 工業用水道事業収益 745万7,000円
支出 第1款 工業用水道事業費用 597万7,000円
(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 資本的収入 5,000円
支出 第1款 資本的支出 4,000円
(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、486万7,000円である。

令和7年3月6日提出
大宜味村長 友寄景善

なお、予算に関する説明資料を添付しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第25 議案第29号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長（友寄景善） 議案第29号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算について説明をいたします。

第2条により、業務の予定量として、給水戸数1,932戸、年間総給水量39万1,957m³、一日平均給水量1,047m³。主な建設改良事業 ろ過池更生工事、機械・電気設備工事等3億2,208万1,000円。

第3条により、簡易水道事業収益の予定額2億1,551万4,000円、簡易水道事業費用の予定額2億2,068万2,000円と定めます。なお、営業費用中、財務支援等業務の財源に充てるため430万円を借り入れます。

第4条により、資本的収入の予定額3億3,112万5,000円、資本的支出の予定額3億5,842万8,000円と定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,730万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,507万6,000円と当年度損益勘定留保資金1,222万7,000円で補填するものとしします。

第5条により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めます。

第6条により、一時借入金の限度額は、3億2,800万円と定めます。

第7条により、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用（ただし予備費を除く。）と定めます。

第8条により、職員給与費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。

第9条により、簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,438万円であります。

以上が議案第29号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算の主な内容となっております。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

なお、予算に関する説明書を添付しており、詳しい内容等につきましては、予算審査特別委員会において担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第26 議案第30号 令和7年度大宜味村下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第30号 令和7年度大宜味村下水道事業会計予算について説明をいたします。

第2条により、業務の予定量として、接続戸数125戸、年間総排水量4万3,519m³、一日平均排水量119m³。

第3条により、下水道事業収益の予定額8,961万6,000円、下水道事業費用の予定額9,324万7,000円と定めます。なお、営業費用中、財務支援等業務の財源に充てるため390万円を借り入れます。

第4条により、資本的収入の予定額1,000円、資本的支出の予定額370万6,000円と定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額370万5,000円は、引継金107万2,000円と損益勘定留保資金263万3,000円で補填するものとします。

第5条により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めます。

第6条により、一時借入金の限度額は、1,400万円と定めます。

第7条により、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用（ただし予備費を除く。）と定めます。

第8条により、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,506万8,000円であります。

以上が議案第30号 令和7年度大宜味村下水道事業会計予算の主な内容となっております。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

なお、予算に関する説明書を添付しております。詳しい内容等につきましては、予算審査特別委員会において担当課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第1号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第27 報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第28 報告第2号 大宜味村教育大綱の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第2号 大宜味村教育大綱の策定について

大宜味村教育大綱を別紙のとおり策定したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第4条の規定により報告する。

令和7年3月6日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

○ 教育課長（新城 寛） それでは報告第2号、今回の大宜味村教育大綱について補足説明をさせていただきます。

趣旨としまして、村長と教育委員会の連携の強化を図り、それぞれの施策をより一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、その目標及び施策の展開の方針を定めるものであります。

また、努力義務で定める大宜味村教育振興計画も併せての計画を策定しております。

大綱の対象期間といたしまして、前計画が令和6年度で終了することを受け、令和7年度より実施しますが、令和8年度に策定予定の大宜味村第6次総合計画の前期計画期間との整合性を図るため、令和7年度から令和12年度の6年間になっております。

大綱の内容といたしましては、第1章で計画策定の内容及び基本理念、基本方針等がうたわれております。

また第2章では、教育振興計画をうたっており、振興計画の基本的な考え方や本村における教育の状況と課題を上げ、具体的な目標、基本施策、主な取組及び指標の構成となっております。後ほど御確認ください。

以上で説明を終わります。

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。ただいま12時を回っていますが、このまま続けることに御異議ありませんか。

（発言する者あり）

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 0時01分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時05分）

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第29 意見案第1号 災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受けられる適用制度改善を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 意見書を読み上げる前に、議会だより今回出ております。この裏側に一番最後にある島尻安伊子議員への要請、私も参加して要請したものに基いてこれは作成しておりますので、よろしくお願ひします。

意見案第1号 災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受けられる適用制度改善を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月6日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

提出者 大宜味村議会議員 吉浜 覚

提案理由 沖縄県本島北部市村及び鹿児島県与論町の地域を襲った線状降水帯の大雨被害を受け、鹿児島県が早々と与論町に災害救助法を適用した一方、沖縄県は本島北部市村に適用ができていない。都道府県の対応の差で同様な災害が発生しているのに関わらず国民に救済の差があってはならない。災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う法定受託事務である。災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において国が地方公共団体等と協力し、必要な救助を行う等としている法の目的に鑑み、国民が等しく救助が受けられる適用制度へ見直す必要があるため速やかに求めるために本案を提出する。

災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受らかれる適用制度改善を求める意見書

去る11月8日から10日にかけて沖縄県本島北部（大宜味村・国頭村・東村・名護市）及び鹿児島県大島郡与論町の地域を襲った線状降水帯は、観測史上最大の記録的豪雨が発生し、甚大な被害をもたらした。

大宜味村では、村簡易水道の津波浄水場ろ過池に濁流が浸水し水が供給できなくなり断水した。村は、国、県等の支援を受けて村内に給水車を配置し、給水活動を実施した。また、土砂崩れ、道路決壊・陥没、河川護岸決壊、河川等氾濫による家屋浸水、道路冠水が発生し車両水没する等の被害が続出し、村民の命に危険な恐れを感じさせるような災害は、住民生活に多大な影響を与えた。さらに、農作物の水腐れや土砂流入による被害、養鶏場の浸水による鶏の溺死、洪水による工事現場事務所の損壊等で多大な経済的損失も発生した。

沖縄県本島北部市村及び鹿児島県与論町の地域を襲った線状降水帯の大雨被害を受け、鹿児島県が早々と与論町に災害救助法を適用した。一方、沖縄県は本島北部市村に適用ができていない。沖縄県の手続きの遅れにより、県境を挟んだ隣島同士で明暗が分かれた。申請が遅れたら甚大な被害地では災害救助法の救済費用が活用できない災害救助法に問題がある。災害救助法が適用ないことで、被害者の保護や社会の秩序の維持が困難であり適用制度に不本意である。

よって、都道府県の対応の差で同様な災害（災害救助法施行令第1条第1項第4号多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合）が発生しているのに関わらず国民に救済の差があってはならない。災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う法定受託事務である。災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において国が地方公共団体等と協力し、必要な救助を行う等としている法の目的に鑑み、国民が等しく救助が受らかれる適用制度へ見直す必要があるので速やかに実現するよう、下記事項を強く要請する。

記

1、法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、災害時に迅速な法的判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めること。

2、法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の基となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通してできる組織（環境）づくりをすること。

3、各市町村における被害状況や避難状況等について、速やかに都道府県等に情報提供するとともに、国も知り得た市町村の状況や他県の状況等について都道府県等に情報提供をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、沖縄県知事、沖縄県議会議長

以上です。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 災害救助法に基づく法定受託事務において国民が等しく救済が受けられる適用制度改善を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○ 議長(大城佐一) 起立少数です。

したがって意見案第1号は、否決されました。

◎休会について

○ 議長(大城佐一) お諮りします。議案等調査のため3月7日から10日までの4日間は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって3月7日から10日までの4日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長(大城佐一) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後 0時16分)

令和7年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和7年3月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和7年3月11日 午前10時00分)
散 会 (令和7年3月11日 午後2時37分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

会議に先立ちまして、本日は2011年3月11日に発生いたしました東日本大震災から14年となります。ここで、震災で亡くなられた方々の御冥福を祈り黙祷を捧げたいと思います。皆さん、御起立をお願いいたします。

（黙 禱）

○ 議長（大城佐一） お直りください。ありがとうございます。御着席ください。

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○ 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、発言を許可します。

◇ 宮 城 貢 議員

○ 議長（大城佐一） 初めに1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 本日3月11日は東日本大震災津波から14年になります。尊い命を失われ犠牲になったお一人お一人の御霊に謹んで哀悼の誠を捧げます。

議長からの指名を受け、一般質問を行います。

バナメイエビ養殖の裁判について伺います。

①、議会だより第186号にあります。令和6年第8回（12月）定例会一般質問に対し、『19回の準備記述や証人尋問という形で行われた。証人尋問に関して我々のほうの被告側はなく、原告側が証人尋問を受けたという形になっています。1月28日に判決期日を迎えます。』との答弁でした。裁判の結果について、議会に報告もない。村民の皆さんも大変知りたいと思っています。報告をお願いします。

②、議会だよりNo.176にあります。令和4年第4回（6月）定例会、私の一般質問の中で、『令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）は、裁判を進めていく費用（弁護士委託料）が計上されていた。訴状内容は、養殖事業の失敗の損害金だけではなく今後3年間の営業利益まで請求する内容でした。本予算案を否決し、村民を裏切り、相手原告側に立つ議員に対しては、大宜味村民は長く記憶の中で、また「議会だより」等に記録として残っていく』との伺いに対し、前村長は『私はこの間、ユーティリティセンターの代表と会い話を聞いたが、大宜味村議員が『ぜひ裁判にもって行ってほしい。悪くても和解の話が出てくるはずだから、そういう風に進めたらどうか』と言っていたと聞いた。マスコミから私に電話があったときに『和解に向かっているのか』という話をすぐに問われ、それを議員から言われたという話であったので大変驚いた。』と答弁している。このことについて、どう思いますか。伺います。

③友寄村長が議員時代の令和3年第8回（12月）定例会の一般質問の内容が議会だよりNo.174にあります。「行政への意見、バナメイエビ養殖事業における混迷の最大の要因は、村の対応に大きな問題が

ある。行政が当然やらなければならない手続きを省き、性急に事業を承諾したことが必然的に混迷を引き起こした。起こるべくして起こった当然の事態と思わざるを得ない」と指摘しているが、今でもそう思うか。伺います。

大宜味村福祉拠点整備事業について伺う。

①大宜味村福祉拠点整備基本計画は、令和4年12月に策定が終わっている。令和5年第2回（3月）定例会で、『令和5年度で基本計画に基づき補助金の採択、財源の確保に取り組んでいる』と答弁している。現在の進捗状況を伺う。

②社会福祉協議会の移転について、現在の進捗状況を伺う。

③大宜味村福祉拠点事業・福祉行政は、社会福祉協議会の存在抜きでは考えられない。大宜味村むらづくり応援寄付の中で『保健・福祉の充実に関する事業』に対する寄付金がある。社会福祉協議会に対し、令和3年度・500万円、令和5年度・300万円の運用実績があるが、どのように運用配分を決定されているのか伺います。

人口目標達成戦略について伺います。

村の人口推移をみると、2016年3,157人から2024年12月には、2,911人となり246人減少している。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年には2,219人まで減少することが見込まれている。年齢別では、生産年齢人口の減少が特に深刻な状況です。大宜味村においても人口減少対策等取り組んでいると思うが身近な問題として、次のことについて伺う。

①現在、村外に居住している役場職員は何名いるか。またその世帯の人数は何名か。

②村外居住職員（世帯員含）が大宜味村へ転入した場合、村税への影響額、及び交付税への影響額はどれぐらいなるか。

③役場で働く職員は、コミュニティ活動や豊年祭行事など様々な活動に参加することで地域を知り、リーダー的役割を担ってほしいと思います。また、災害時には、いち早く役場に駆け付けられることが理想だと思っております。職員は大宜味村民であってほしいと考えますが、村長の考えを伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 宮城 貢議員の質問にお答えします。

1月28日の判決期日での裁判長からの判決でございますが、主文の内容といたしまして、1. 原告の請求を棄却する。2. 訴訟費用は原告の負担とする。との判決でありました。

②についてお答えします。裁判に持って行ってほしいとユーティリティセンターの代表に言ったことについては、事実関係が分からないので、お答えできません。

③についてお答えします。私が議員時代の言動については、係争中であり、かつ被告人である大宜味村長としての答弁は差し控えるべきだと考えます。

次に福祉拠点整備事業ですが、①の現在の進捗状況についてですが、補助金の採択に向け関係機関と調整していましたが、補助事業での実施は厳しい状況であったため、既存施設の小規模修繕を行い活用する方向で進めております。

②の社会福祉協議会移転についての進捗ですが、現在、村社協から要望があった改修等について、調整を行っているところです。

③のどのように運用配分を決定されているかについては、結い基金から社会福祉協議会補助金の全額

ではなく、一部となる金額を配分（充当）しています。結い基金の財源である、ふるさと応援寄附金は毎年変動しますので、それに伴って社会福祉協議会補助金への配分（充当）額も決定しています。

次に人口目標達成についてですが、①の村外に居住している役場職員と世帯の人数についてですが、村外居住職員は14名で、世帯の人数としては59名となっています。

②の交付税及び村税の影響額ですが、正確な額を出すことは難しいのですが、概算額として、村税で約270万円、交付税で約1,100万円程度の影響額となります。

③の職員は大宜味村であってほしいかについてですが、現に村内に居住する職員は、各地域の伝統文化の継承や、地域のリーダー的役割を担っており、地域活性化に寄与しているところだと考えます。地域のリーダー的役割や災害時などの対応を考えると、村内に居住することが望ましいと考えますが、家庭の事情等、様々な要因で村外に居住している実情もあります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 伺います。

今、村長の答弁の中で原告の請求は棄却、訴訟費用は原告の負担とするということは、これは100%大宜味村の裁判での勝ちじゃないですか。すみません、確認します。今、高裁へ控訴されていると聞いていますが、現在の状況をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課参事。

○ 企画観光課参事（福地 亮） お答えします。

控訴があったということは、代理人から裁判所のほうに確認していただいて、あったということは伺っておりますが、まだ控訴状が届いておりませんので、手続等もまだ確認ができていないという状況でございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 裁判への出席というのは代理人弁護士お一人だけですか。役場からは出ていませんか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課参事。

○ 企画観光課参事（福地 亮） お答えします。

役場のほうからは、副村長と私と二人で出席をしています。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 感想でいいです。今回の裁判をこれ、私去年か一昨年かの一般質問でもやっていますが、内容が行政訴訟ということで手続、それでやってこの中身、原告請求棄却で裁判費用は原告の負担、もう100%村の勝ちじゃないですか。そういう感触はないですか。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えいたします。

一審において言葉としては勝訴ということで問題はないと思います。ただし、先ほど参事のほうからありましたように、2月13日付で控訴状が裁判所に届いているという情報が入っております。ただ、中身に関しては弁護士も確認しておりませんので、控訴されるというところはあると思います。ただ、今後の見通しに関しては、これは私どもの憶測で物を言うわけにも行きませんので、また手続を踏んで私どもの弁護士と相談して、対応を今後してまいりたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 裁判へ副村長と担当のほうで参加しているということであれば、ちょっとお聞きします。

証人尋問に関して、被告側というのは大宜味村はなく、原告側が証人尋問を受けたという、これは裁判所の中で、これ主尋問、反対尋問、あと裁判官の補充尋問、そういう等があります。中身、それともう一つ、大宜味村側で証人、相手のほうからですね、証人尋問をされたということはありませんか。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

○ 副村長(宮城 豊) 確かに証人尋問はあちら、原告側のお一人でございました。ただ、内容はちょっと差し控えさせていただきたいと思えますけれども、その中で原告から何名かの証人尋問を行いたいというところではあったんですけど、裁判所の判断として原告側の1名のみで証人尋問を行うということで決定しておりますので、この方1名の尋問に留まっております。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) それは1回だけですか。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

○ 副村長(宮城 豊) はい、一度のみです。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) では、今回行政手続で裁判を起こされたのに、大宜味村の職員とか担当とか、それに対する尋問したいということは相手のほうからはありましたか。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

○ 副村長(宮城 豊) はい、名前はちょっと伏せさせていただきますけど、先ほども申し上げたように、私ども被告側のほうにも原告側から何名かありました。私ども被告側の人間の要望がありました。原告側からですね。原告側からも1名の要望がありましたけど、裁判所の判断としてそれは認めないというところで、先ほども申し上げたように原告側の1名の証人尋問となりました。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) そこが本当に大事なところですよ。行政手続でやって、行政手続でやっていたほうの職員の尋問なしで裁判が進められるわけないです。完全にこれ裁判所のほうは相手の訴訟、おかしいんじゃないかと。行政手続の裁判じゃないと。それも損害賠償までしての裁判じゃないと。これは裁判所なんかはそういう判断で高裁だともう1回や2回、それぐらいでぱぱっと終わりますよ。もう2年半以上かけている裁判、このままでいいと思いませんか。

すみません、そのまま村長に伺います。旧塩屋小学校の現状復旧はどのように考えているか伺います。

○ 議長(大城佐一) 村長。

○ 村長(友寄景善) お答えします。

裁判の状況を見ながら、早急に現状復旧ができるように努めてまいりたいと考えております。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 裁判の結果、あと相手のほうの動き、全てまちまちなんですよ。こちらのほうから早くやるようにということで裁判をする、それは村長も考えていますということは今までずっとやっています。相手の行動が早くなるようなことを望みます。

実はバナメイエビの裁判と一緒に百条委員会の設置のほうもこの大宜味村議会はやっております。議会だより第175号14ページ、バナメイエビ養殖の百条委員会の設置に対する賛成討論、そのときは当時

友寄景善議員、バナメイエビ裁判の結果が今出ています。あと百条委員会の報告に対してはどのように考えていますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

私に対する百条委員会への報告と受け止めておりますが、この内容についてはよく存じ上げておりません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 議会だより第175号賛成討論の中で、「議員として、百条委員会を設置すると裁判に影響が出るとか、支障が出るとかそういう内容の話がありました。これは百条委員会を設置することによって、事実が明らかになって非常に不利なものになるのではないかと。そういう考え方があるのではないかと。いわゆる及び腰、弱腰の対応ではないかと思う。裁判所は裁判所なりのやり方があります。百条委員会は百条委員会の調査のやり方がありますので、そこはちゃんと調査して住民に裁判で明らかにされたこと等をしっかり説明して、堂々と村ではこういうことをやっている公表すべきである」ということは賛成討論の中で、その当時議員であった友寄景善村長のほうは話しています。百条委員会の結果は分かりますよね。何にもなかったんですよ、疑惑も何も。その結果と今回の裁判。じゃあ裁判を起こした人たちの責任はどうなんですか。大宜味村に対してこれだけ損害をかけて、塩屋小学校のグラウンドの中に異物をずーっと残したままで。これは本当に村民の財産を侵害している件、これに対して怒るべきじゃないですか、怒るべきじゃないですか。相手が法人であれば訴えるべきじゃないですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

先ほどの答弁にありますとおり、今抗争中ですので、結審ではありません。今裁判中ですので、この件についての答弁は差し控えたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 2番目の、さっきの大宜味村の福祉拠点事業については、その関連でまた社会福祉協議会についての質問等は、また別の議員の方の質問の中にもありますので、3番目の人口目標達成戦略について伺います。

本3月定例会は新年度予算の審議があります。新年度予算案に給食費無償化、こども園無償化と村長の実績づくりのばらまき政策ではないか懸念されていることがあります。歳入歳出それぞれのバランスを考えてください。何項目か質問があります。

村長は、村外移住職員14名について把握されておりますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

先ほどの答弁にありましたように、村外に居住している役場職員は14名、世帯の人数は59名ということで理解しております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村税で約270万円、交付税で約1,100万円程度とありますが、14人が転入するだけで1,300万円の歳入が増えることになりませんが、村長はどう思いますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

もちろん村外に住んでいる方々が村内に住むのが望ましいと考えます。しかし、それぞれ個人的な事情があって村内に住居できないものと考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村長、今話されたように、家庭の事情等いろいろ要因があるかと思いますが、それで村外に住居していると言えますが、ただ、村民が納得することができるか、そのようにお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

村民全員が納得するというふうには考えられませんが、理解を示す人も多くいると思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 歳入歳出の面で、これから新年度予算案の審議に入っていきますけれども、歳入、入るところのこの努力というか、それはされることが一番大事なことかと思えます。村外移住職員に、村に戻ってもらうために村長として何らかの行動をする必要があるかと思えますが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

個人個人に直接働きかけるようなことは、プライバシーとか人権問題がありますので、村長の考え方としてはできるだけ役所の職員は村内に住居してほしいというメッセージは送りたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 分かりました。今回3月、これから新年度予算の審議も入ります。そのほうでも村長に対して、今回の歳入歳出の件ですね、特に今回ふるさと納税事業のほうで4億円ですか、すごい金額が寄附金として入ってきます。大宜味村にとって、少しだけ戻りますけど、福祉拠点事業、あれは旧大宜味小学校のあそこにはできるということはすごい魅力的なことになると思いますので、ぜひとも、すみません、1点だけ。プロジェクト推進室が今回もうなくなるといえるか、あれは本当に何というか、住民福祉課だけでなくプロジェクトとしてやるべき事業でなかったかと思っていますので、ぜひとも旧大宜味小学校へ社会福祉協議会が入居して、内容が活発化していろんな団体も入ってきて、それをぜひとも行政のほうは社会福祉協議会が今やろうとしていることを大事にして進めてもらいたいと思います。以上、終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で1番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） おはようございます。一般質問の前に一言、3月7日、島尻安伊子衆議院議員より、昨年11月に発生した北部豪雨災害に関し、大宜味村が激甚災害に指定され、特別の財政援助措置が適用されることが閣議決定されたとの連絡を受けました。その措置により、公共土木施設の復旧事業における国庫補助金は70%から83%へ、農地などの復旧については86%から96%へ引き上げられます。これにより被災地の復旧、復興が加速することが期待されます。このたび、重要な支援の決定に深く感謝し、関係各位の御尽力に心より感謝申し上げます。それでは一般質問に入らせていただきます。

まずは、塩屋区内の迷惑看板について。

塩屋区内では、数年前から迷惑看板や張り紙の問題が続いており、地域住民は非常に不快な思いを抱えながら生活している状況です。これにより、住民間で頻繁にトラブルが発生し、地域の環境も悪化しています。さらに、公民館前は児童・生徒のスクールバスの乗降場所となっていますが、その周辺にも迷惑看板が設置されており、子どもたちに悪影響を及ぼす恐れがあります。教育環境の観点からも、この問題は早急な対応が求められると考えます。これまで、村に対して何度も対応を求める要請があったと思いますが、これまでどのような対応を行ってきたのか伺う。また迷惑看板や張り紙の撤去や規制強化に向けた法的対応を行えないか伺う。

ター滝の安全対策と環境保全について。

大宜味村の貴重な自然観光資源であるター滝は、年間を通じて多くの観光客が訪れる一方で、安全管理や環境保全の面でさまざまな課題を抱えています。特に、2022年8月に発生した増水による死亡事故は、観光地としての安全対策のさらなる強化が必要であることを示しています。また、観光客の増加に伴い、ゴミ問題や自然環境の悪化も懸念され、持続可能な観光地運営のため、天候急変時の避難誘導體制などの安全管理体制の更なる強化やゴミの回収や植生保護など、自然環境を守るための財源確保の必要があると思うがどのように考えているのか伺う

次に令和6年11月豪雨災害における小規模河川の土砂堆積状況と今後の対応について。

令和6年11月の豪雨災害において、県管理河川の氾濫により大きな被害が発生しました。その主な要因の一つとして、河川内の土砂堆積が影響したと考えられています。そのため、現在、県管理河川においては浚渫（しゅんせつ）作業が進められています。村内の小規模河川においても同様に土砂が堆積し、今後の降雨時に氾濫の危険性が高まっていると考えられるが村内小規模河川の土砂体積状況と今後の対応について伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

塩屋区の看板や張り紙等の問題については、顧問弁護士への相談や、これまで何度も総務課、企画観光課、建設環境課の3課において本人へ撤去するよう注意を行ってまいりました。しかしながら、注意に応じ撤去するものの、再度、看板設置等を行うなど、いたちごっこが続いている状況であります。

次、ター滝の件ですが、財源確保については、受益者負担の考え方から、利用者から料金をとる考えもあると思いますが、自然環境の保全と活用を目的として設置した環境保全基金の活用も検討できると思いますので、現時点では、新たな財源確保については考えておりません。

小規模河川は、法定外河川となっており、各区の作業などで地域住民の皆さんの協力のおかげで、管理がされております。

法定外公共物機能管理については、村内全域で相当な数の法定外公共物があることから、慣習的に地域住民や利用者により健全な状態が現在まで保たれております。

本村としては利用者によって機能が保全されているものについては、機能維持の範囲内で軽微な補修などを行っております。

法定外河川は、村内全域で相当な数があるためすべての土砂堆積状況を把握しておりませんが、浚渫については、令和4年度より順次、緊急浚渫事業債を活用し、集落に近く、地域住民で対応困難な法定

外河川を優先的に対応しており、次年度についても引き続き計画的に浚渫を行う予定です。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。村としても何度も指導とかは行っているということでしたけれども、現在も違法な看板の設置が続いている状況がありまして、地域住民の不安や不快感はまだ全然解消されていません。住民の実感としては、十分な対応をなされていないというのが住民としての実感です。

それで、先日総務課長のほうには渡したんですけれども、公民館前にいまだに名護警察署を潰すとか、個人を誹謗中傷するような看板が張られています。先日行われたやんばるアートフェスティバルについてはたくさんのお客さんが見えていたんですけれども、その公民館から右手側に旧塩屋小学校に入っていく道路沿いですけれども、そこの道路沿いの民家の壁にこういう貼り紙がされて、これを訪れた観光客が見て怖がっていました。やんばるアートで人を集めるのはいいんですけれども、この集めたことによって塩屋区としてはとてもマイナスな……本当にマイナスですよ。それで塩屋区の成人会としてはこの貼り紙を貼られている場所が民家の壁だったので、地主と話をしてこの壁に貼られた貼り紙は成人会のほうで剥がすという作業をしました。その件に関しては、警察ともやり取りはしたんですけれども、最終的には剥がさないほうがいいのかという指導を受けて、そういうふうになったんですけど、そもそもこういう貼る行為というのは軽犯罪法、あと屋外広告物法にも触れていますので、こういう違法なことを放置していることで起きた新たな犯罪というか軽犯罪なんですよ。なのでこういう細かいことはすぐに対処していかないといけないと思います。

それで自分たちはどうしたかという、凶の……持っていますかね。住宅の壁には貼らないようにとののを警察と一緒に注意したことで、今度何をしたかという、護岸に貼り紙を貼り始めたんです。護岸は県の管理なので自分たちは何もすることができませんでした。それでどうしたかという、車でこの貼り紙が見えないように塞いだんですけど、この貼り紙がガムテープで貼られているものなので、本当に数時間で剥がれて道路のほうに散乱している状況でした。これがやんばるアートが開催されている塩屋の状況なんですよ。本当にちょっとしたことかもしれないけど、こういう細かいこともすぐに対応していただかないと、住民にとっては本当に不安と、この地域にとって大きなマイナスになる今回のやんばるアートでした。

今後考えられるのが、塩屋マラソンが4月に行われる。そのときにまた同じようなことが必ず起きてくると思います。それで伺います。

最初に見せた公民館のところにある看板ですけれども、この公民館の、331号線から公民館向けに行く道路があるんですけれども、そこの管理はどこの管理ですか。ちょっと待ってください、もうちょっと付け加えます。今説明した道路や公共の場所への無許可の看板設置とかは道路法で禁止されています。許可のない広告物の設置とか貼り紙とかというのは屋外広告物法とか沖縄県屋外広告物条例により禁止されているはずですよ。許可なく公衆の目につく場所にこのような無断で掲示するという事は軽犯罪法で禁止されていると思います。公共団体とか住民の名誉を毀損する内容については名誉毀損罪に当たるとも思います。そのほかにも侮辱罪とかほかの法や条例に触れている部分がたくさんあると思いますが、塩屋公民館前の331号線から塩屋公民館の前を通っていく道路の管理者は多分大宜味村だと思いますが、そうですか。集落の中の……

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前10時45分)

○ 議長（大城佐一） 再開します。

(午前10時45分)

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） すみません、先ほど言われた道路に関しましては集落道路、基本的には地域の住民の方々が協力していただいて管理している道路という形になります。管理者としては大宜味村になります。ただ1つだけ、こちらのほう道路法適用はされておられません。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは道路法ではこの場所に対応することができないということですか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 道路法が適用できるものは、大宜味村が認定した道路、村道という形になります。なのでこちらのほうは認定はされておられませんので適用はされません。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 分かりました。ありがとうございます。

それでは大宜味村は平成27年2月に屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の権限が委譲されていると思いますが、村独自での判断で規制を行うことが多分できる立場にあると思うのですが、無許可の広告物や景観を損なう看板の設置は禁止されていると思いますが、違反している看板に対して自治体が指導、勧告、命令、撤去を行うことができるとあります。その点について今どのようなところまでしたのかお聞かせください。先ほども言っていましたけど。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほど村長からの答弁もありましたが、企画観光課としても建設環境課と共同で看板の撤去等について文書で依頼をかけております。屋外広告物条例においても撤去については事前に文書で通知して5日以上たたないと強制的な撤去もできないというふうなところもありますので、即時の撤去等に対応できませんが、そのような対応を行っております。それから独自での村として規制ができるのではないかという話がありましたが、基本的には権限委譲で県の条例に基づいての手續となりますので、村独自での規制等はできないというふうに認識しております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。指導を行った後に撤去はされていたんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

これまで私の記憶では2回ほど文書のほうで通知しておりますが、その点に関しては撤去は一旦されている状況であります。ただ、先ほど村長の答弁があったように、また別のところとか、時間を置いてまた設置する等のことが行われていると思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今そのままあるんですよ、公民館の前に。最後に出した文書はいつなのか教

えてください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

具体的な期日については覚えていないんですが、去年の夏頃だったのではないかと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 夏から今まではどのように対応していたのですか。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時50分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時51分）

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

昨年確認したところ、8月と10月のほうで通知のほうは行っておりますが、場所については公民館のものではなくて、塩屋小学校の近くのところについてのもので手続を行っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。多分この看板のことですね。これの対応はありがとうございました。これでここに看板を設置することはなくなりました。ただ、公民館の前はまだあるんですよ。そこは子供たちがよく来る、こども園の子供たちもそこでスクールバスの乗り降りをする場所なのでそのことを言っているんですけども、県の条例の中で公衆に対する危害を防止するために必要があると認められた場合、広告物等の設置を禁止することができると思いますが、これはこういう指導をされているのかお聞きします。すみません、禁止することができるかとあるんですけども、設置禁止の措置というのは講じることができるのか伺いたいです。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今の禁止に関しての話については、まだ村として恐らくそういった対応をした事例というのではないかと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ぜひ、この辺やっていただきたいと思います。

もう一つ、大宜味村の地域安全条例の8条の中に、地域安全モデル地区の指定というのがあるんです。その中でこの安全地区に指定された場合、青少年の健全育成を阻害するおそれがある有害な環境の排除というのがあるんですけども、その辺の解説をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

議員がおっしゃる2号の有害環境の排除というのは、やはり青少年に悪影響を与える広告物とかその辺のことも言っているのではないかとというふうに認識しております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。まさに有害なものだと思います。それでもこの塩屋区がモデル地区に指定された場合、排除というのはできるんですか。区としてやっていいのかどうかをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

排除というふうに文言がありはするんですけども、例えば県の迷惑条例だとか屋外広告物条例、道路法にかかるものですけども、その辺で撤去をする場合には必ず行政代執行というほうに結びついてきます。今回の地域安全条例の中には行政代執行を前提とした必要な措置の根拠条文がないというところで、排除と書かれてはいるんですけども、勝手に取って撤去とかその辺については厳しいと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。じゃあ村として今できる対応としては、屋外広告物法で対応するしかないということだと思うんですが、そこでやっぱり再度出してほしいんですよ、指導とこの文書を。多分、公民館の前はこの方の家のすぐ隣なので、文書を出して5日以内に撤去すると思います。でも撤去した後に再度また立てると思うんですけども、その場所で立てて、5日以内に撤去するかもしれないですけども、また設置した場合、この文書はまた再度出さないといけないという考えですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

看板の内容が全く同じなのかどうかということもあるかとは思いますが、一旦撤去したということであれば、新たに設置した時点でもう一度出さないといけないということになるのかなとは思いますが。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） これは常習的にやっていることで、写真とか証拠を残して、別のところでも朝に看板を設置して、夕方には持って帰るということをやりますよ、この人は。そうしたら文書も出せないんですけども、同じ場所にこの迷惑な看板があった場合、この辺は撤去できるのか弁護士の方にも確認していただきたいんですけど、本当に何もできない状況なんですよ今、村としても。本当にちょっと強い対応をしていただきたいと思っています。できればこの対応をしていただく職員というのは、塩屋区以外の方に対応させてください。なぜかという、嫌がらせに遭います。今現時点、私は遭っていますけれども、そういう感じになるので、塩屋区以外の方にやっていただきたいというのと、あともし撤去する際は役場職員ではなくて業者に依頼してほしいです。なぜかという、業者に依頼すると費用がかかると思います。この費用というのは相手側に請求することができます。そこも抑止になるのかなと思うので、その辺を考えていただきたいと思います。次に移ります。

ター滝の安全対策と環境保全についてですけども、新たな財源確保については考えていない。だけど環境保全基金の活用も検討しているということでした。多分それをするためには大宜味村エコツーリズム推進全体構想の策定も必要になってくるのかなと思うんですけども、この策定状況についてお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

全体構想の策定については、これまで長いこと進めてきてまだできていない状況にはあります。今年度もその取組を早めにやるということで動いていこうというところだったんですが、年度内でこの構想の取りまとめというのが今のところできなくて、次年度以降になるのかなと考えております。

- 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。
- 2番（宮城良治） じゃあ令和7年度には策定するということでよろしいですか。
- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

令和7年度中に確実に策定するということは言えないところではあります、環境省だとかいろいろ調整事項もありますので、そちらの同意と内容の確認ができ次第、進めていきたいと考えております。

- 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。
- 2番（宮城良治） ありがとうございます。策定された場合、ター滝を特定自然観光資源に指定するという考えだと思いますが、その辺はどう考えますか。
- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、この全体構想のほうは策定された際にはター滝のほうもそういった形で進めていきたいと考えております。

- 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。
- 2番（宮城良治） ありがとうございます。やっぱり特定自然観光資源に指定されることによって地域自然資産法の活用とか、先ほどの環境保全協力金というのもできてくるのかなと考えています。ター滝の安全対策と環境保全の強化に関しては財源確保の具体的な取組として、先ほどの観光収益の環境保全に直接還元する仕組みの構築とかがあるのかと思っております。現在、駐車利用料を徴収して安全管理や環境整備の一部に充てているのが現状だと思いますが、環境協力を導入することで安全管理体制の強化や環境保全の取組、徒歩で来られる観光客が今増えていますけれども、その方たちからも公平に負担を求めることができるのかなと思います。また、持続可能な観光地運営のために単なる収益確保にとどまらず、観光客自体が環境保全に関与し責任ある行動を促す、今レスポンシブルツーリズムというのが、責任ある観光というのをよく聞くんですけれども、そういう考えを導入することも重要ではないかなと思います。以上です。次の質問に移ります。

令和6年11月の豪雨災害における小規模河川の土砂堆積状況と今後の対応についてですけれども、12月議会終了後、喜如嘉の河川、七滝から来る河川を見に行っただけですけれども、そこで小さな川に土砂が堆積していて、護岸がちょっと崩落している状況でした。それは屋古でもあったんですけれども、その辺についての対応というものは考えていないんですか。

- 議長（大城佐一） 建設環境課長。
- 建設環境課長（花田義徳） 質問にお答えします。

限られた予算の中で修繕を行っております。優先順位としては集落に近いところを直していくような考え方、それと浚渫に関しても集落に近いものに対してやっていくような考え方を持っています。

- 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。
- 2番（宮城良治） 今、土砂の堆積状況とか、どれぐらいの崩落があるかという調査とかはされているんですか。

- 議長（大城佐一） 建設環境課長。
- 建設環境課長（花田義徳） すみません、全てのものを調査しているものではなくて、区からこういった部分がありますよという情報が来ているような形になります。
- 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。
- 2番（宮城良治） 私がこの前見に行ったのが喜如嘉と屋古ですけれども、今度大雨が降ったときに、そのときにどれぐらいのリスクがあるのかとか、予防策とかを講じる予定があるのか、その辺がもしあればお願いします。
- 議長（大城佐一） 建設環境課長。
- 建設環境課長（花田義徳） 屋古川に関しましてはこちらのほうもある程度把握しております。令和7年度、緊急的にやっていきたいと考えております。浚渫のほうですね。喜如嘉のほうに関しましては今要望も上がっております。地域の方々でまずは、法定外河川なので管理はできないかという話をさせていただいています。地域のほうでできないということであれば、また相談に乗りたいと思っております。
- 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。
- 2番（宮城良治） ぜひ相談に乗っていただきたいと思います。ありがとうございます。
すみません、ちょっと言い忘れていたのがあるんですけども、塩屋の迷惑看板についてですけども、最後に、軽犯罪法とか名誉毀損罪、侮辱罪については刑法での対応になると思いますので、塩屋区として4月に名護署のほうに要請に行く予定ではありますが、この件に関して名護署に村として要請したことなどはありますか。
- 議長（大城佐一） 良治議員、これは一問一答で終わっていますので、答弁は控えさせていただきます。意見として言ってください。
- 2番（宮城良治） それではですね、塩屋区として4月に名護署のほうに要請しに行く予定ですが、ぜひ役場も、課長でも、できたら村長、副村長、一緒に行ければいいなと思いますので、検討をよろしくお願いします。以上です。
- 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

-
- 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時07分）

-
- 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◇ 平良嗣男議員

- 議長（大城佐一） 次に9番 平良嗣男議員の一般質問を許可します。9番 平良嗣男議員。
- 9番（平良嗣男） それでは一般質問をさせていただきますが、ちょっと聞き苦しい点があるかと思いますが、お許しを願いたいと思っています。

私は今、村長の施政方針を見て今回一般質問をすることになりましたけれども、ひとつ確認のためですから、今から始まると10分で終わりますので、簡潔に答弁してください。

それでは、大宜味村こども園の利用者負担についてお伺いをしたいと思います。

9月定例議会で一般質問を行った大宜味村子ども園の利用者負担について、再度ご質問いたします。

現状における、子ども園の利用料は、令和元年10月1日付で3歳から5歳までは国の制度において無償化されております。また、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供も対象となっておりますが、そこから漏れた世帯については、現状のままであります。

近隣市町村においては、政策として全ての世帯に対して、無償化を行っている所もあるようです。

村長は施政方針の幼児教育推進の中で、小学校就学前までの子どもの給食費無償化と0から2歳までの村民税所得割課税世帯の利用者負担額の無償化を行うとされていますが次の点についてご質問します。

私から9月定例会の一般質問で次の3点について質問しております。

一つ目、近隣市村同様に3歳未満の利用者負担の無償化等は出来ないか。

二つ目、給食費においても同様な処置が出来ないか。

三つ目、一時預かりにおけるの考え方はいかがでしょうか。

に対し、近隣村が無償化だから、うんぬんじゃなく子育てしやすい村が必要。また、財政状況を見ながら検討するとお答えしています。

そこで1、3点について令和7年度の無償化で、カバーできているとお考えでしょうか。

2、財政状況から、無償化は今後継続可能なのか。お伺いしたいと思いますので、簡潔に答弁願いたい。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

①について、9月定例会の一般質問で質問されております3点のうち、一時預かり、質問にはありませんでしたが、延長保育料の無償化は今回の助成としては考えておりません。なお、3歳未満の村民税所得割課税世帯の利用者負担額に対する無償化及び給食費無償化を行うことにしております。

②の無償化は今後も継続可能かについてですが、財源は、結い基金からの充当を予定していることから、継続をしてくためにも、ふるさと納税の推進も図り財源確保に取り組んでいきたいと考えています。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 財政状況が厳しい中、先ほど村長が申し上げた、そういう結い基金等を使って、これを子供たちのために行っていくというふうなことで頑張られている子育て世帯に対して村からの支援がとても有り難く、子育ての環境に寄与していると考えております。それに伴ってやはり我々大宜味村は人口減少が激しいそういう中において、人口減少にも一定の効果があるような期待をします、できると思います。そういうこともちゃんと財政面でカバーしてあげて、結局子供が教育しやすい、そして子育てしやすい、多くの子供が生まれて人口が増えるというふうなことが期待できれば有り難いなど思っております。村長の村政の取組においては村民の思いを全力で集中して取り組んでいただきたいと思っておりますのでございます。

そこで、皆さんの答弁の中にあつた延長保育料の無償化、今回はこれは該当しないということになっております。ちなみにお互い近隣の東村などは1万円ほどを補助して、名護市などはゼロ円ということになっておりますが、各市町村の財政状況が問題だと思っておりますが、行政も先ほど頑張って結い基金からの充当でやっていくということでもありますから、そこら辺もしっかりと頑張って取り組んでいただき

いというふうに思っています。

今、財政状況を見ると、歳入としては600万円程度だと思うんですね。だからそこら辺、行政の皆さん方もいろいろと厳しい状況の中であるが、ひとつ子育てがやりやすい大宜味村をつくってもらいたいということをお願いしたいと思っておりますが、何かあったら村長お願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

子育て支援と教育の充実は、大宜味村の重要な課題の一つであります。そのためにも保護者の経済的負担を軽減して大宜味村内で子育てしやすい環境に引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、また議員の皆さんの御理解も賜りたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほども申し上げましたが、我が村の財政状況も大変厳しいわけではありますが、子育てがしやすい大宜味村づくり、それに頑張っていたきたい、集中していただきたいというふうに願って私の一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で9番 平良嗣男議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に3番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） それでは早速行きたいと思います。

1. 旧大宜味小学校跡地を社協移転先として利用することについて。

質問内容、令和6年12月定例会において、社協事務所移転について質問したが、村長の答弁で、「移転する際は大幅な改修はせず、最低限の費用で現実的に対応し、手直ししながら今あるものを有効に活用したい。」と答弁されたが、去った令和7年2月14日の臨時議会終了後に現在の社協事務所の現状と旧大宜味小学校の移転先に予定されている教室等を議員8人で確認してきました。そこで、移転先のトイレや部屋の現状及び車いす用スロープなど多くの課題があり、改修を含めた移転計画がされていない現状では、社協の事務所移転は大変問題であると議員各位の見解である。

村長の公約であった福祉拠点施設整備事業の代替え福祉拠点施設として、改修工事後に移転すべきと考えている。

以下について伺います。

1. 移転に当たり、村長・教育長はじめ各課課長及び社協職員も含めた移転調整会議を行うべきと思うがどうか。

2. 社協職員や老人会等の思いを取り入れ、改修工事を行った後に移転すべきと考えるがどうか。

3. 福祉拠点施設として有効に利活用をするため、施設の維持管理や環境整備等を、教育委員会から社協に管理委託させた方が良いと考えるがどうか。

2について、沖縄県消防防災ヘリ運用に関することについて。

沖縄県は多くの有人離島県であり、住民や観光客など離島振興の観点からも消防防災ヘリの夜間運用は大変重要である。現在離島においては、自衛隊ヘリが急患搬送業務を行っているが、要請から相当な時間を要する状況である。今後もこのような離島の急患搬送が続くものなら、離島の医療格差は改善されない状況であり、救える命を救うために消防防災ヘリの夜間運航は絶対必要条件であるといえます。

現在、陸上自衛隊のヘリ部隊による急患輸送数が、1972年の配備から累計で1万件を超えた。日本復帰から半世紀にわたり、医療が遅れる離島の人々の命をつなぐ役割を果たしてきた。地元自治体は自衛隊に頼らざるを得ない事情を抱えるが、自衛隊側の負担も大きく、本来任務の重要性が高まる中で現場はジレンマに陥っているのが現状である。(令和5年度搬送実績件数 204件(内:昼間114.5、夜間89.5)・令和6年4月～9月末数 82件)

以下について伺います。

1. 令和6年6月定例会において、北部市町村組合長会等の集会などの機会をとらえて、防災ヘリの夜間運用が行われるよう提言していただきたいとお願いしたが、その後どうだったか。

2. 令和4年11月の第3回沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会可決議案に係る承認書の「①承認する」と報告しているが、「②承認しない」に訂正する考えはないか。よろしくをお願いします。

○ 議長(大城佐一) 村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) お答えします。

村社会福祉協議会の移転につきましては、これまでも旧大宜味小学校跡地の活用も含めて検討を行ってきており、移転の決定をしてきたところです。今後も社協と調整を行いながら、移転に向け取り組んでまいります。

②につきましては、今後も村社協等との調整を行いながら、改修の必要な部分につきましては、費用面も含めて検討し、可能な範囲で対応していきたいと考えております。また移転につきましては、改修後になるものと考えております。

次、消防防災ヘリについてですが、①の夜間運用が行われるよう提言していただきたいとの件ですが、2月に北部市町村長に対して、県危機管理防災課からの説明がありました。説明の中において、他市町村長より、当初から夜間運用ができないかとの質問が出ていたところですが、段階を踏まえ行っていくことでの説明を受けたところです。私としては、防災ヘリを早期に導入し運行を行っていただきたいという思いでございます。

②の「承認しない」に訂正する考えはないかについてですが、先ほどの答弁に関連するのですが、私としては早急に導入を行ってほしいという思いがあることから、訂正することは考えていませんが、県としては今後も意見交換をし、細かく説明するというのも言っておりますので、私としても議員が申し上げている夜間飛行についても要望してまいりたいと考えています。

○ 議長(大城佐一) 教育長。

(宮城政信教育長 登壇)

○ 教育長(宮城政信) それでは旧大宜味小学校跡地を社協移転先として利用することについての③についてお答えいたします。

旧大宜味小学校の施設は、住民福祉課管轄の「子ども居場所運営事業」や県管轄の子育て総合支援事業の「じんぶん塾」、さらに一部教育委員会も使用しておりますのでいろいろ調整が必要になることから現状の運営になると考えます。御理解いただきたいと思っております。

○ 議長(大城佐一) 3番 大城邦彦議員。

○ 3番(大城邦彦) それでは1番の移転調整会議についてですが、2月14日に社協職員の案内で移転先の施設を実際に見てきましたが、社協としての業務内容を考えますと、高齢者身体障害者の方が利

用される施設としては大変不備な現状であります。車椅子用トイレもなく、男女のトイレの天井が開いていて音が漏れるためプライバシーが保てず、便器においても小学生用であることから改善が必要であると考えております。

また、役場からの旧大宜味小学校に移転していいというだけの、社協から聞いた中ではそのような現状の中で、村から改修計画や予算措置などの説明はなく、さらに事務所として予定されている元職員室の和室については、教育委員会が使用するとか社協としては使い勝手の悪い状況になるのではないかと困惑しているような感じをいたしました。現在の社協事務所において職員及び高齢者などの利用者は20年余り不便を強いられた環境で頑張ってきた。そういうことから移転に伴う調整会議をしっかりと行い、予算と移転計画を行っていただきたいと思っております。

そういうことで、村長、実際に現場と一緒に確認して、上のほうに説明があるように教育長も含めた、社協も含めて細かい調整がされているようには全く感じませんでしたので、ぜひとも一方的ではなく、社協の今までの30年余りの実績も踏まえて、冷たい対応じゃなく一緒になって会議を持って進めていただきたいと思っておりますが、この辺、村長もう一度お願いしたいんですが。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 社協の移転につきましては、私も当初からどうかということで社協のほうに投げかけておりましたし、これが発端としていろいろ話が前に進んだというふうに理解しておりますが、今後とも社協単独で移転となると相当な費用と作業量も発生すると思っておりますし、改修箇所も確認しながら協議して、どんなところが改修が必要だとかそこら辺を協議してちゃんと社協の要望に応じるようにしていきたいと思っておりますし、一日でも早く今の劣悪な環境というか、非常に狭くて、地域住民からも分かりづらいということで、みんなが利用しやすいような、ぜひ旧大宜味小学校に早めに移転して村民の福祉の向上に役立てていただきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 村長からいろいろ聞きたいことも回答があって、いい返事が聞けたんですが、次の2に移りたいと思っております。

社協職員や老人会の思いについても今おっしゃったんですが、社協職員や老人会、障がい者などから意見を聞き取り、改修後に移転できるようにすることが最良と考えております。現在の旧大宜味小学校跡地は未整備の状態であり、そのままでの移転は大変問題であると考えております。去る定例会での村長の発言では移転する際は大幅な改修はせずとありましたが、今村長からの先ほどの回答からいろいろ検討して、改修もして移転を考えているということがありましたので、その辺は最後まで読まずに行きたいと思っております。

それでは、社協は予算も独自で非常に少ないですけれども、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の村づくりを目指して、様々な福祉ニーズに対応するため地域福祉活動の推進に取り組んでおります。社協が行う事業の主な財源は、社協会費、村補助金、共同募金配当金や寄附金などですが、その中でも特に村民からの社協会費が最も重要な財源となっているようです。独自で改修工事の予算など捻出できる状況でないと思っております。村長が先ほど予算も決めていきたいということでありましたが、ふるさと納税で保健福祉の充実ということでの寄附金や一般財源でぜひとも改修工事を行うための予算確保を行っていただきたいと思っております。

次に社協においては、20年余り不便を強いられた環境で頑張ってきた。本当に大変感謝を申

上げたいと思います。大宜味村はますます超高齢化社会を迎えるようになり、社会福祉協議会の存在はますます重要となっております。施設整備には多額な予算がかかることから、村で予算を確保していただき、早急に移転できるようにお願いしたいと思います。

ある資料を私見まして、ちょっと読み上げたいんですが、今、大宜味村は人口減少、少子高齢化が進んで、高齢化率は県内で2番目に高いと。老年人口増加は2020年統計においては全国1位の自治体になっており、村内を取り巻く地域福祉課題は山積して複雑化しているような状況のようです。そういうことから我々大宜味村周辺には老人センターとか、福祉センターがあるんですが、我々大宜味村だけが実はないような現状でありますので、この移転に伴ってぜひ村長が目指してきた福祉拠点施設としてできるような魅力ある施設にさせていただきたいと、そのように願っております。

続きまして、教育長から先ほどありましたが、福祉拠点施設としての有効活用で教育委員会から社協に管理委託したほうがいいのではないかと考えておりますということですが、旧大宜味小学校への移転に伴って福祉センターとしての役割が十分できるものと思われまます。年間の施設維持管理及び予算を社協に委託することで、社協職員やシルバー人材の活用で維持管理や環境整備をスムーズに行うことができると考えております。教育委員会から社協へ管理委託させたほうがいいと私は思います。

先ほど教育長から教育委員会も使用しているのでありますが、しかし、福祉センターの役割として私たちは非常に期待しておりますので、教育委員会が施設の利活用などについて、移転調整会議において十分な検討と調整をされて、どちらも納得いく施設利用計画をさせていただきたいと考えますが、教育長、この件でもう一度改めてお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

○ 教育長（宮城政信） 議員がおっしゃるとおり、そのまま移管してさせたいんですけれども、例えばひとつ電気料を取ってみても、みんなここで管理しているんですね、それで配分しながら徴収しているような感じになっていますので、それがばらばらじゃなくて一括してやっているのそういう事業とか、それから環境整備ですか、老人会に委託してというのもありましたけれども、ほぼ教育委員会が今やっているの負担来ないかなと思って今話しているところです。社協に全部やると、社協自体がちょっと負担来るのではないかという感じですね。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 今教育長がおっしゃっている、多分社協の職員、非常に四苦八苦している現状があるようですので、その辺の配慮はあったほうがいいんじゃないかなと思いますが、やっぱり細かくどっちも使い勝手のいい施設、非常に広いですから、調整されてぜひ任せるべきところは任せて、一緒にいい施設にやっていただきたいと思います。

今現在、私昨日も実際に見てきたんですが、校舎周辺は雑草とか荒れ放題な状態で、ごみとか何かが放置されている現状もあって、やっぱり今後は、草もいっぱい生えているし、その辺も含めて全て教育委員会だけがやるとなると非常に負担も大きいので、どちらも一緒になってその範囲を、こちらに日頃生活して移転した場合は利活用する社協がある程度管理をしたほうがいいというところはぜひ任せてもらって、ぜひともそのような形でやっていただきたいと思います。

私としては、この社会福祉協議会が地域福祉の増進を図るということで一生懸命頑張られている姿を見て、20年間、あの狭苦しい中で閉じ込められていたという現状の中で気がつかなくて、本当に申し訳ないと思うほどの現状が非常に心を痛くさせている現状でありますので、村長またこれからも福祉に、

村長が思っていたものを福祉拠点施設としてぜひともいいセンターとしてなるような代替としてやっていただきたいと思います。

それでは次に沖縄県消防防災ヘリの運行について、私から聞きたいと思いますが、実は先ほど私読み上げたんですが、令和5年の実績で204件、昼間114.5、令和4年が145件も実はあってですね、自衛隊による搬送件数が復帰後から米軍から引き継いで53年になるんですが、1万件を超えています。本当に大変なことですよ、1万件を24時間体制で、ドクターヘリが生まれる前から自衛隊ヘリに要請して、離島は救急車が行けないですからヘリしか要請できないんですよ。実はこのヘリ要請の中で毎年件数が、どういう現状かといいますと、今データが平成20年から令和6年まであるんですが、ほとんど100件、例えば平成28年は150、一番この中で多いのが令和5年の205件です。ドクターヘリがあってもなぜ自衛隊ヘリに昼間も要請するかといいますと、強風とか悪天候、またドクターヘリが調子悪いときとか点検とかどうしても重なるんですよ、伊江島に迎えにドクターヘリが飛んでいる間はどうしても飛べないと。そういうときとかにも自衛隊ヘリを要請して飛ぶのと、やっぱり観光立県でありますので離島への観光客が増えているのと、それを含めて夜間も要請があるということで、今は台湾問題とか中国のそういう問題、皆さん御存じのとおり自衛隊というものは非常に負担がかかっているような現状の中で、これは沖縄県でこれだけ多いということは非常に有り難いなと思っている現状ですが、実は御存じのように防災ヘリというものは24時間飛ぶことができる唯一の消防のヘリであります。

なぜ、この件をしょっちゅう取り上げているかといいますと、前回も言いましたが、離島の人の命を自衛隊に任せるのはどうかということで思いますけれども、この事例のデータがここにあるんですけれども、今沖縄県は消防司令センターがありまして119番をして離島からドクターが診療の先生がヘリを要請するんですよ、夜間でも。その場合に司令センターから県知事が自衛隊との連携を取ってやるんですが、実はこの自衛隊ヘリが飛ぶ前に12の病院から県立中部病院とかこどもセンター、徳洲会とか赤十字とあるんですが、このドクターが要請して那覇空港についてヘリに乗って初めてスタートという形になるんですが、これが例えば要請があつて、中部病院でありますと3時間51分も平均かかるんですよ。ドクターが来るまで、ヘリが飛ぶまでですよ。3時間ですよ。そして一番短いのが浦添総合病院で1時間46分、一番長いので4時間33分、中部病院で一番最長が19時間14分とか、もう大変な時間を要している現状があります。これは輪番制のドクターが乗ることになっているので、そういうことで順次遠くても関係なくこの順番になっているんですよ。そういうことでこれだけの時間を要するということからして、やっぱり離島として見れば自衛隊ヘリしか期待できないということから、何時間待とうが、もう我慢してでもいいから待っているという現状があります。それから飛び立ってからこの現場、離島について患者を収容して、那覇空港に着いて病院に入るんですが、病院に入る時間は大体32分ぐらいで平均行きますけど、那覇空港から飛んで、あっちから那覇空港に戻ってくるまでの時間はこれに入っていないんですよ。ですから4時間余り以上の時間を要しているということで、これは本当に大変な現状なんじゃないかということで、私はこの夜間のことを言っています。

だからずっと、いつまでも自衛隊に全て夜間搬送を行わせるのかということと、昼間にも自衛隊ヘリに依頼する事例として、さっき言ったように悪天候とかヘリが飛べない、宮古、石垣、南大東、または与那国まで飛んでいっています、ヘリ以外にもですね。大変な現状があります。それを全て自衛隊に依頼しているということでこれは大変じゃないかなとそのように思っています。

そして、令和6年11月に副村長、総務課長の案内で我々沖縄県消防危機管理課長とほか職員2名が役

場に来まして、私と議長二人で話を聞きました。このときに防災ヘリの夜間運行について説明が行われて、過去に話し合いの中にも夜間の運行についてほぼ内容もなかったんですが、実は、見たと思いますが、夜間運行についてのステージ1からステージ5までの調整の日程が上がってきたのが初めてです。びっくりしました。これはいつ、初めて見るということで我々もびっくりしたんですが、これは我々がこういうことを言い出して、県の議会でも言い出したために、やっぱり夜間も将来的にはやらないといけないだろうということで、この間、県議会でもこの質問があったんですが、県のほうはまずはスタートをして、それから隊員たちも慣れてきたら次のステップ、次のステップ、そして24時間対応していきたいという報告がありましたが、その中でいつからこれは第2段階、第3段階ステージに行くのかといってもこの返事はできないということですが、その辺も含めて夜間のことについては村長の答弁の中にも夜間運行がある説明があったということがありますので、この辺もありますが、ぜひとも夜間も飛んでいただけるように、24時間対応していただけるように、村長はまたこういう機会があるたびに、村長のほうからも提言を機会があればぜひともやっていただきたいんですが、村長最後に一言。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 防災ヘリの運行につきまして、私も先月初めて県の説明会に参加して大体概要は分かりました。夜間運行につきましても、県は全くしないということではなくて、先ほどありましたように段階的にやっていくと、整備していくというふうな説明でありましたので、私としては一刻も早く防災ヘリを導入してもらいたいという思いで、まず早めに運行してもらいたい。後でまた夜間運行については要望なり、いろいろ県のほうに要求してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で3番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前 11時52分)

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（大城佐一） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 始まる前に字句の訂正お願いしたいと思います。

2枚目、3の地域活性化についての(2)1行の最後のほう、田嘉里「幸地又」と表示しているのを「安志良原」ですので訂正お願いします。では、質問入っていききたいと思います。

1. 安心・安全な暮らしについて。

(1)本村は自助、共助、公助の連帯する活動を推進しているが、災害時に対する初期行動、救助活動や災害対策に対する行政、区、業者等の人々が理解し合える共存社会の実現を目指すための説明を求める。

(2)村は旧大宜味小学校跡地の福祉拠点施設整備の計画はどうなっているか。また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉のむらづくりを掲げて活動をしている村社会福祉協議会の地域における役割と貢献を踏まえ、地域で安心のもてる支援施策の説明を求める。

(3)村は、「地域優良賃貸住宅制度」を活用した定住促進についてどのように検討して、人口減少に歯

止めをかけるか説明を求める。

2. 防災・環境について。

(1)村が管理する河川の七滝下流に堆積した土砂の浚渫、破損した堤防の改修及び堤防改修について喜如嘉区長からの要請に対して村の責務の説明を求める。

(2)村は、村内で海岸の浸食及び護岸崩壊や河口閉塞が生態の攪乱の原因がわかるのであれば対策も講じたいと答弁。県内外で海砂採集等による影響の原因究明、規制の展開や瀬戸内海海岸保全特別措置法に関連する事例、反対する地域の決議など生活と環境を守る事例を添付（資料①～③）する。塩屋漁港整備事業の関連する養殖場の位置が西方5km海上と示された水域施設の増深の計画等の根拠と環境対策の説明を求める。

(3)結の浜海浜整備事業関連では、村は生物多様性の地域特性を生かし、保全と活用を推進する方針としているが、養殖漁業と遊泳者・マリンレジャー等との安心・安全確保の疑問視されているなか、国に対しての事故報告はどのような内容か。また、結の浜地区大型宿泊施設に関連する軟弱地盤の対策はルートインにあることや、事業の大幅な遅れは重大な事業計画変更でどのような内容か。併せて住民説明会の開催も求める声に対しての説明を求める。

3. 地域活性化について。

(1)大宜味村特産品（シークワサー）加工施設は、住民に利用させる財産で公共用財産である。村内の者が村外の施設を利用している事例がある。農業振興を図るため、村で生産されるシークワサーを主とする特産品の加工施設設置の趣旨から村として村加工施設への利用をどのように誘導するか。また、本施設同様なシークワサー取扱量は、本施設で約150トン、東村で約1,500トン、今帰仁村の約800トンの情報がある。シークワサーの里を標榜している本村の農民や村民に夢を持てるシークワサー振興策の説明を求める。

(2)村は、県立農業大学整備の為の耕作土を村田嘉里安志良原の土地改良区に移動し、ストックしている。移動の経緯と今後の計画内容はどうなっているか。併せて住民説明会の開催も求める声に対しての説明を求める。

(3)村ビジターセンター及び村活性化センターで農産物等の供給実態はどうか。また、特産品における村の振興政策はどうなっているか説明を求める。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

災害対策については、自助、公助、共助の連携を強化し、地域住民が一体となって取り組むことが必要不可欠と考えています。連携強化の一つとして、昨年7月に、有限会社みのりさんと、本村で第1号となる災害時における一時避難所施設利用に関する協定の締結を行ったところです。また、令和7年度は、各区の自主防災組織の組織化に向け取り組んでいきたいと考えているところです。

福祉拠点施設整備の計画につきましては、補助事業での実施が厳しい状況であったため、既存施設の小規模修繕を行い活用する方向で進めているところです。

村社協への支援施策ということかと思いますが、現在、村の支援としまして、補助金を出しており、委託事業として、買物支援事業や外出支援等の事業につきましては、連携を図りながら実施しているところです。

③の定住促進についてどのように検討して人口減少に歯止めをかけるかについてですが、地域優良賃貸住宅制度を活用した定住促進というものは現在のところ考えていません。しかしながら、空き家・空地事業や、給食費無償化等の施策を展開し人口減少に努めているところです。

次に防災環境についてですが、本村が管理している法定外河川は、各区の作業などで地域住民の皆さんの協力のおかげで管理がされております。

法定外公共物機能管理については、村内全域で相当な数の法定外公共物があることから、慣習的に地域住民や利用者により健全な状態が現在まで保たれております。

本村としては、利用者によって機能が保全されているものについては、機能維持の範囲内で軽微な補修などを行っております。

次、水域施設の増深の計画等の根拠については、漁港漁場関係事業標準取決め事項の資料に基づき、現在の漁船は諸元表の基準から5トン～10トンの漁船においては、航路水深マイナス3.0メートルになっており、現在は5トンクラスの漁船を対象とした漁港であるため、10トン～20トン漁船の増加に対応した水深が確保されておらず、潮待ち作業を余儀なくされているため、航路をマイナス3.0メートルからマイナス3.5メートルまで増深を行うことで、円滑な漁船の入出港が図られます。

環境対策については、浚渫船にクレーンを乗せて浚渫工事を施工する際に汚濁防止柵、膜設置を行い、環境対策を図ってまいります。

(3)の事故報告については、国に対し繰越しの理由等を示す報告書であり、工事において何か事故があったというものではありません。また、宿泊施設の事業計画変更については、まだルートインから示されておられませんのでお答えできません。住民説明会については、計画の変更内容がでてきた時点で内容を確認し、必要があれば開催したいと考えております。

次、村加工施設の取扱量は、年間300トン以上取扱量であるが、近年は取扱量が減少しておりケレス沖縄も将来において大変危惧しているところであります。村としても農家に対して村加工施設の利用について周知を図ってまいります。

振興策については今後のシークワサーの具体策として、令和6年度～令和8年度まで行う地域農業振興総合指導事業（シークワサー）を県・村・生産者・JA等関係団体が一体となり、生産者の高齢化に対して、担い手育成の取り組みや又、栽培管理技術向上、自家苗及び購入苗による計画的な圃場更新、令和5年度から事業展開しているGFPグローバル産地づくり推進事業についても海外へ販路拡大に力を入れてシークワサーの振興につなげてまいります。

令和5年11月22日から12月28日にかけて、宜野座村から耕作土を搬入しており、数量は締固め状態で6,725.2立方メートルであります。

搬入された耕作土は、現在の土地改良区内の圃場の高さが低いため、農作物の栽培に支障を来しているため、圃場の高さを上げることを目的に令和7年度より、田嘉里地区畑作等促進整備事業の工事を予定しております。住民説明会においては、令和4年11月22日に農家を対象に事業説明会を開催しており、現在も個別に農家に説明を実施しております。また令和7年3月末から4月上旬に農家向けに説明会の開催を予定しております。

(3)農産物等の供給実態については、両センターともに販売している農産物の50%程度が村内の農産物となっています。また、特産品の振興については、両センターでの販売以外にも、県内外でのPRイベントやふるさと納税の返礼品などにより、特産品の振興を行っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） これは12月の議会でしたかな、臨時議会か12月の議会、田港の軽トラックのリース代の補填かな補償費の、そのときにもらった補足説明ですが、そのときにいろいろ説明がありました。このリースの問題については全額補償だということになっておりましたが、口頭で区とやった場合については重機とトラックの料金は持つけど、人件費と燃料費は区民で持ってもらいたいとか、それから業者をお願いしたときは業者がみんな負担するとか、いろいろ不公平な件があるように見渡されます。それでこの件についてですね、やっぱりマニュアルをきちっと出してもらいたいと、どういうふうな状況にあったときにはどうだということで、それを一旦答弁求めます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

災害時における負担の明確化ですか、その辺についてはマニュアル的なものまではいかないんですけど、やはり村としての方針というのをつくる必要があるというのは認識しておりますので、その辺を方針としてつくっていききたいなというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 実はこの線状降水帯のあちこちの河川とか道路の決壊ですね、そのときに田嘉里川見てきたんですよ。田嘉里川は村内の業者がじゃなくて、大宜味でもなければ国頭でもない。名護の業者がやっていました。だから維持管理についてそこを委託されているものだから緊急のときとか、何かあったときはそこが積極的に県と取り扱ってやっているとそういう情報を聞きました。それで大宜味村も区とか、区も非常に体力、人口減少で体力弱っている件もあるんで、その辺は考えるべきじゃないかなと思っておりますが、この関係と、それから前回かな建設業者と災害の起きるときの協力協定というのがあったと思うんですが、取りあえずこの2件について答弁求めます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

議員がおっしゃるとおり、事業者と何らかの契約にある業者についてはその辺の考慮もしているということだと思うんですけども、区においては、やはり区に起こったことはまず区のほうで区長さんなりの主導でもって区の課題解決に向けて取り組んでいくことがまず前提としてあると思います。やはり区として何かしら対応ができない。そういう場合には村に相談をしてもらって、村としても区と連携を取りながら解決に向けて取り組んでいくべきものなのかというふうに思っております。

あと業者会との連携については、確かに以前に業者会と村との協定が締結されておまして、現在もそれは履行されているものというふうに認識しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 区との関係のものは、今やっぱりこの間の災害の教訓でいろいろ詰めてどういふふうな形でやるか、私は積極的に進めてもらいたいと思います。先ほどの協定書はですね、今議会中写しをもらいたいと思います。私も勉強させていただきたいと思いますので、この辺はね、不公平のないように、区にやったら折半だというのかな、それぞれの対応でやるんだけど、事業者にやったときには事業者は全額事業者に対してやるんだったら、その辺の整合性もね、やっぱりみんなで共生社会をつくっていくためには協力し合ってやらないとならないと思いますので、いい方法でお互い進めていけたらなと思っております。一応希望します。あ、提供をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 資料の提供については、議長を通して依頼をかけていただければと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 2番目の旧大宜味小学校の福祉の拠点の問題なんですけど、午前中、各議員からですね、質問があつて村長の前向きな件は評価してます。ただし、4月1日からスタートできるかないう期待もあつたんですが、まだまだ4月からは起動できるような雰囲気にならないと思うんですが、この件についてですね、予算とかいつできるのか、見通しを教えてくださいたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

今、現状ですね、今予算がどれぐらいなのかとありましたが、改修費用等については、今実際トイレの分とかそういったところの分の改修費用、その他もろもろまだ調整が必要な部分も多々ございますので、その分についての部分がはっきりしないとちょっと回答することができないというのが今の現状でございます。

あと、それに伴いまして改修終了後というのがまだ見通しがついていないというところもありますので、できる限り早く対応できたらというところで今考えているところです。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今見通しつかないような状況だと言っておりますが、やっぱり社協も福祉関係の人も村民も非常に期待しておりますので、一日も早いスタートを切れるようにしてください。

それからですね、この施設だけじゃなくて、社協の皆さんの掲げてる問題ですね、スタッフの掲げてる問題、私も地域では老人会長をさしてもらっているんですが、子供たちの送迎の見送りとかね、やって、先週は運転手が、ちょうど私は喜如嘉の売店前で子供たち送っているものですから、売店に来るお客さんと道筋なっていますので、かなりバスが止めるのに対していろいろ制約あります。さらに隣に木が道路に出てるもんですから、運転手から先週、あの木、切らんといかんと言うから、じゃあもう、私切っとくということですね、週明けにすぐ切ったんですが、そういう事情で、それも私がやっているのは老人会長は地域支えという形でね、社協の方が事務局して、この子供たちの送迎の見回りとか、そして老人がどういうふう健康になるかとか、いろいろサークル活動や生きがいに対するものと、それから食堂を各集落でやってたんですけど、なかなか厳しいものがあるとか、いろいろそういう事情もあります。

もう一つは、私も大型運転免許を持っているものですから、マイクロバスよく利用してもらっております。それでも社協に出入りしておるもんですから、社協のね、実情、よく働いていると思うんですが、拠点がなくてね、もうきんきりみんぐーしているのが現状じゃないかなと思ってるんで、一日も早いこの事務所の移設とね、それから行政側がさっき言ったバスの問題とかも、活動の問題とか、何やってるかというのはあまり掌握してないんじゃないかなと思ってます。午前中の質問でもこの間の説明聞いてびっくりしたという議員もいました。そういう意味でもこのバスも前回かなり老朽化してて、買い替え時期に来たんですけど、本来ならば村もある業者から贈呈受けてるんですけど、私もその業者の社長に会ったら、1週間前に村と約束したばかりだと、そしたらこの社協の財政というのは、措置費も若干回してるかも分からないけど、寄附とかそういうもので、前回のバスも寄附でいただいているもん

ですから、私は行政として社協の中身が分かるんだったら、村はね、村の財政の工面して買って、実際は社協に紹介して社協に振るべき寄附金だったんじゃないかなと認識しています。その辺は執行部の皆さん、ぜひこの社協の果たしている役割、地域の役割、かなりありますので、このボランティア、災害のときとかいろいろやったときにね、彼たちの行動が非常に力になります。行政は行政でやってね、この辺の連携、うまい具合にできるようにもう少し社協に目を向けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。じゃあ次に入ります。

3番目の地域優良賃貸住宅制度の件について、先ほど返答あったんですけど、空き家対策事業が新年度3名の、この要件が満たされないと予算見送りだというふうな話聞いたんですけど、この事業はね、決して村で、各集落にあいているところからやっていけば私可能じゃないかなと思ってるんですけど、もう一度その辺の件を考えていただきたいなと思います。空き家対策についてはね、今ずっと前からやってるけどなかなか厳しいもんがあるんで、より効率的なもんをこれでできたらなと。また、午前中村の職員の村外に住んでる人たちの話もあったんで、こういうものを積極的に活用して地域に住んでもらって、地域の共生の一環としてできたらいいなと思ってるんで、もう一度考えていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほど空き家活用事業について、新年度の話ということであったんですが、今回6年度に予定していた3件のほうが補助要件を満たさないというところで下げを行っているものです。5年度に改修したものについては繰越しを行って、6年度に3件の空き家のほうを募集してですね、入居のほうも行っております。今現在、9名の方が空き家の改修に関連して住所を移して、村の人口増につなげているものとなっております。

令和7年度に関しては、今後新年度予算とか委員会等で説明しようかと思っていたところですが、令和7年度については、今回空き家改修事業は一旦見送ってですね、令和8年度以降に新たにまた引き続きやっていきたいなと思っております。これについては次年度、空き家の基本計画等を今策定する予定がありまして、その事業を使ったほうが先ほど言った3件の補助要件というところもなくなってですね、別の補助メニューも活用できるというところがありますので、次年度については計画の策定を中心に、また令和8年度以降から空き家改修のほうは進めていきたいなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 一応、空き家対策事業の話はされたんですけど、この地域優良賃貸住宅制度についてもやっぱり検討する必要があると思うんですけど、併せて検討していただけないか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

この地域優良賃貸住宅というものが、例えば高齢者だとか障がい者、そういった弱者とといいますか、そういった方々が主な対象というふう聞いております。そういう方々にとっては今現在の公営住宅のほうで、ある程度対応はできてるのかなというところで、地域優良賃貸住宅と公営住宅の中で、今そこまで差がないということを私は思っておりまして、そういう意味で言えば今の公営住宅で村としては対応できているという認識でございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 若い人にも、村の職員にも対象してできるメニューとっていますので、引き続き検討してください。次へ移ります。

七滝の件ですね、先ほど答弁もあったんですけど、午前中も、近い集落に優先だということで、区はできないということで3回要望してます。それでその川から遡上して道路からずっと集落内にね、家庭に入って浸水しているんですよ。それを玄関で止めて矢板でやってるんで、その辺の話をきちっともう一度整合性も含めて話していただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 御質問にお答えします。

法定外河川は法律に基づいて指定された河川ではありません。河川法適用外ということになります。ただし、地域の水管理や防災において重要な役割を果たす河川もあります。これらの河川は地域の住民によって管理されているものが多くてですね、今後限られた予算の中で村全体の問題として状況確認しながら、災害想定に応じて優先順位を決定しながら、計画的に浚渫を行っていきたいと考えております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この件については予算委員会などで話していききたいと思います。

次に2の（2）、先ほど説明あったけど、報告については事故によるものじゃないと。私が聞いているのは手続の問題ない、環境の問題であったと言っていましたけど、その問題について答弁求めます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

事故報告書につきましては、繰越しの手続を取るための書類となっておりますが、今繰越しの理由が知りたいということなのかなと思いますので御説明いたします。今回、結の浜海浜整備事業ですね、令和6年度の事業について調整している内容といたしましては、当初の工事施工する前の環境省との手続等の若干遅れがあったということと、それからまた土砂の運搬に関して冬場の波浪の影響で工期が伸びてきているというところで繰越しの理由として手続を行う予定となっております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、話された件ですね、事故報告について、やっぱりいろいろ不手際だということで住民から言われてます。そしてルートインからの問題も指摘されておりますが、この件もね、いつなったらできるんだ、どうなのだ、中止になってるんですかという話もあります。また、区長会でも話したというふうなこともありますので、その辺きっちりやっぱり住民説明会もっていただきたいと思いますが、答弁お願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

この件については調整中でありまして、調整が整い村民に説明できるような内容になった時点で、また住民説明会も考えております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 次に移ります。

2の（3）ですね、2の（3）じゃなくて、3の（1）……、あれあれ、ごめんなさい。2の（2）です。

○ 議長（大城佐一） すみません、吉浜 覚議員、一問一答方式で進んでいますので、今2の（3）

までは終わっておりますので、次の質問に移ってください。

○ 8番(吉浜 覚) じゃあ3の(1)、先ほど説明があったんですが、誘導する話をしてるんですけど、ちゃんとどういうふうに誘導するか説明してください。村内の方がやっているものについて。

○ 議長(大城佐一) 産業振興課長。

○ 産業振興課長(大嶺 実) お答えします。

ケレス沖縄の加工施設は村の指定管理でされてるんですけど、令和2年から令和12年まででしたかね、10年間契約しているところなんですけれども、近年シークワサーの取扱量が減っているということで、ケレス沖縄の社長が昨年村長のところに見えて、私も一緒に同席して大変危惧しているところなんですけれども、本来だったら年間300トン以上を取扱う施設なんですけれども、その加工施設に農家のほうに御利用していただけませんかというのは周知はしますけれども、もちろん、しかし農家は出荷先は自由なんですよ、必ずケレス沖縄にじゃなくて、農協にいる方もいるし、個人個人で県外にネットで販売する人もいるし、那覇に行ったり、自分で営業する人もいるし、そのあたり難しいところがありますけれども、ぜひ村の加工施設も御利用していただきたいなという趣旨は、御利用については広報紙とかそういうので農家に対して周知していきたいなと思っております。ただ、これはあくまでも農家のほうが判断することになると思います。

○ 議長(大城佐一) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 村の加工施設は行政財産です。図書館と同じように誰がでも利用できるような施設ですが、しかし、今大宜味でこの加工品作ってるもん、子供たちが開発したシークワサー酢についても村外の施設で作ってます。この農産物加工施設計画の中ではシークワサー酢の話も出ています。そういうふうにやっていこうというふうにつくったんですが、この施設は行政財産なのに、実際は運営は普通財産と同じように運営されてるところに問題があります。村は何のためにつくったんですかと、農家が入れるもんは自由ですと、加工品作るのもビジターセンターなんかだったら、利用したかったら申請してからすぐできるんじゃないですか。そういうふうな施設を造ったんですよ。なんで大宜味村で特産品、子供たちが開発したもんがここで利用できないって村外でみんなあちこちでやってるんかと、そこに問題があると言ってるんですよ。農家が自由にそこに持っていか持っていかないか自由ですということじゃなくて、村が建てた責任を言ってくださいと。

○ 議長(大城佐一) 産業振興課長。

○ 産業振興課長(大嶺 実) 先ほど吉浜議員がおっしゃるように、加工施設は村民の財産、確かに分かりますけれども、例えば大宜味中学校が開発した酢は今帰仁で今作っているのかなと思いますけれども、そこから大宜味村の加工施設を活用していきたいという話も全くないんですよ。そこから話があればケレス沖縄も話ののっとなって共同でやる可能性もあるんだが、話がないんですよ、ここの加工施設を御利用させていただきませんかというのが、ほかの村民からも一つもないんですよ。だから今はケレス沖縄がやっているところです。

○ 議長(大城佐一) 質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 村民からないということで、村民から結集したのがこの計画書の中でされてるんですよ。こういうふうにやっていこうと、課題もありますけど、そうしたら何のために造ったんかと。そしたら民間ができるのに、村民の英知を結集して造ろうという形でやっているわけだから、村が建て

てこうやろうということをやっているわけだが、個人でやっているところなどに負けているんじゃないですか。何のために建てたのかということなんですよ。それとおまけにこの学校の子供たちが研修に来て、体験するところは夢感動のシークワサーパークのほうにほとんど行っているんですよ。これで見ると、ちゃんと観光型の模索をしようという形でね、結集してるけど何も声がないと、何のために造ったかと。これを私たちがシークワサーの村だからということで、結集していくということでやってるんで、そういう立場で考えてください。いつまでもこういうことやるのかと。ほかのところはかなり生産量もやっていますのでよろしくお願いします。それからもうこれは、一応すみません、返答してから私次へ移ります。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

今、吉浜 覚議員の質問に対して、今後検討してまいりますのでよろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 繰り返しそういうこと言ってるんで、方針をきちんと立ててやってください。また次に移ります。

これも地域からの意見です。安志良原の農地の関係で返答していただきたい。地域住民がきちっとアナハイダ説明で困っていると、ぜひ説明会持つようにいってと言われてます。作付け図の計画などもあるそうですので、その辺も含めて答えてください。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

先ほど村長が説明したとおり、令和4年に農家には説明会を行っております。今月の末から4月の上旬にかけて農家を対象にして住民説明会を行いますけども、今年の9月ぐらいに工事、これは議会事項だと思うんですけど、工事案件が出て請負業者が決まれば、そこの業者が田嘉里区民を対象にして、例えば大型車がたくさん通りますよね。そういったときに、こういったときに工事で迷惑かけますからということで説明会をすると思います。そのときには役場の発注者も同席して説明会をするつもりですので、よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この件は作付けの問題もあるんで、早い時期にやらないといかないと思います。それで役場にきちっと言ってもらえるように言ったんで、とりあえず区長等に対してね、次の代議員会とかそういうときに説明するようにやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。じゃあ回答お願いします。住民説明会の前に代議員会とかで話していただきたいと思います。回答よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） 作付け作物は、吉浜議員も御存じのとおり、そこの箇所は主にサトウキビを作物する予定であります。サトウキビ。現状の高さは低いもんですから、60センチから1メートルぐらい耕作道をかさ上げてサトウキビ栽培を予定しております。田嘉里の代議員とか総会とかにそういった説明会を行いたいと考えております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 美和子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に5番 宮城美和子議員の一般質問を許可します。5番 宮城美和子議員。
○ 5番（宮城美和子） 一般質問の前に、前木さんから押川区の課題について御相談を受けました。計り知れないほどの御苦勞と御心勞を感じました。区長としての強い責任感と使命感、そして住民の住みよい環境と押川区をよりよくしたいという思いがひしひしと伝わってきました。移住された方がここまで押川や大宜味村の未来を真剣に考え行動してくださっていることに、私も大宜味村の一人として心から感動しています。この思いを無駄にせず、押川区、大宜味村のために何ができるかを共に考えて質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1. 大宜味村の限界集落の未来を考える。

全国で高齢化が進み、人口減少に伴い限界集落が増加している。若年層の都市部への流出により、地域の担い手が不足し、農林業の衰退や道路、施設の維持が難しくなるなどの困難など、多くの課題が生じている。大宜味村も同様の状況です。

限界集落とは「限界集落」は、65歳以上の高齢者が人口の50%以上を占め、地域の維持が困難になっている集落を指します。

大宜味村全体が限界集落に該当するわけではありませんが、村内には限界集落に該当する地域が多く存在すると考えられます。

特に押川では区長も不在となり、広報の受取、配布、作業、一部の住人善意で行われており、集落運営の負担が住民に大きくのしかかっている。今後、持続可能な地域づくりのために、行政や住民が協力し、移住促進や地域資源の活用などの対策が必要だと考えます。

その課題解決、対策のため3件質問いたします。

1. 押川の課題解決には、住民同士の合意形成が不可欠ですが、意見の分かれにより、集落の運営や意思決定が停滞している。このままでは、近い将来、押川区の運営や、公共サービスの維持が困難になります。村として、第三者を交えて協議の場を設けるなど、対話の場づくりの支援、協力しやすくなる仕組みなどの考えはあるか。まちづくりファシリテーターなど検討していただきたい。

2. 押川のみならず村全体の課題でもありますが、集落内のガードレール劣化、河道閉塞、土砂堆積、共同アンテナの維持、災害後の対応など区の財政で対応できないインフラ整備は、どのような支援があるか、区から申請できる助成金があるか。こちらには公民館の維持も含まれています。

3. 「村民の声を村長が直接聴く日」の機会に、前区長の前木さんが、押川の課題、質問2について要望書を出したと伺いましたが、その後、村は課題解決にむけて対応しているか。よろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

押川区では今年度区長が不在という状況で、村の行政事務受託者も同様に不在となっています。村からの広報等配布物に関しては、議員がおっしゃるとおり一部の住人の善意で行われています。議員提案のファシリテーター等の活用も検討してまいります。

②のインフラ整備に対する支援や助成金があるかについてですが、村道など村が管理している公共物に対しては、限られた予算の中で優先順位をつけながら計画的に実施しているところですが、集落道に

については、地域住民の皆さんの協力のおかげで維持管理がされております。しかしながら、11月豪雨のように集落道に大量の土砂が流入した際には、区と村との協議したのち、区で行う土砂撤去作業時に借りる重機等使用料については、村が負担するなどの対応を行っているところです。また、区に対する助成金というものはございません。

③の押川区の課題解決に向けて対応しているかについてですが、令和5年5月に前押川区長より要望書が提出されており、関係課で共有を図ったところです。要望のあった集落内の河川の浚渫は既に完了しており、転落防止策についても今年度内には修繕を終えることで予定しております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） お答えいただきありがとうございます。

今、押川区は常会に参加されている方が10名そこそこ聞いています。平均年齢が70歳以上だと聞いています。皆さんがお元気なうちに何とか押川区のためになるようなことお手伝いできたらと思いますが、村は今後この維持に対してどうお考えでしょうか。公民館の維持についても大変御心配されていたので、その辺も教えていただけたらと思います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、この区長が不在というところに関しては、今文書を取りに来ていただいている方々にも、どうか再度区長を受けてくれないかとか、その辺の要望はしているところですけども、やはり区民からの要望が区長に全て来るということに対して、かなり負担感というか、それを感じているということは聞いております。やはり押川も高齢化というところではあるんですけども、住民の中にはまだ若い方々もいらっしゃいますので、その方々にどうか区長を担ってもらえないか、その辺は村としても引き続き要望はしていきたいというふうに思っております。

また、区の維持管理については、基本どの区も、区で維持管理を行っておりますので、そこは村がすぐ助成金を出すとかそういうところは現在のところ考えておりません。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 若い区長さんになってくださいというのも、いろいろ長年の確執とかいろいろ根深いものがあるのかなと思っています。やりたくてもやりにくかったりですね、やる気を削がれるというんですか、そういった現状もあるのかなと思っていますので、例えばですね、集落支援員とか関係のない人と言ったら言葉は悪いかもしれませんが、地域外の人がやってくださると意外とやりやすいのかなと思っていますが、いかがでしょう。村外とかですね……そうですね、なので先ほども検討していただけたというファシリテーターなどの活用とかもぜひ前向きに検討していただきたいんですけども、そういった協議の場を村としてですね、地域をつなぐということはできないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

やはり押川区が抱える問題というのが、本当にどういうものなのか、今議員がおっしゃるとおり区の中で意見が分かれているというお話もありますので、まずはそのどのいった意見があって、どのような意見が物別れしているのか、そういう押川区の課題というのをやはり聞く必要があるだろうというふうに感じております。そういうところでは意見を集約する場、その辺の協議の場を持つということも大

切だというふうに思っておりますので、そこも検討していきたいなど。

あと、集落支援の話もありましたけども、ちょっとそこは勉強させてください。

また、考えられるのが分業制というか、必ず1人ではなくて、何かしら分担を決めて、2人ないし3人で区の運営を担うというのも1つの方策なのかなと思っております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） そうですね、分業制にすることはとても1人に精神的な負担がかからなくていいのかなと思いました。

私からまちづくりファシリテーターについて御説明したいなと思っております。今後この集落支援員とかの方にも連携していければ村にとっていい方向に行くのではないかと思うので、ちょっと説明させていただきたいです。

まちづくりファシリテーターとは、主にですね、これは専門学校とか建築をベースにした専門家のまちづくりの勉強というか、講座になっています。ですが、地域には空き家対策、防災、地域活性化、福祉の充実、人口減少、担い手不足などの課題があり、特に行政にとって空き家対策が緊急の課題です。これらを解決するには地域住民と協力し、資金調達や運営、活性化を含むエリアマネジメント知識が必要です。また、多様な立場の人々の意見を調整し、円滑に進めるための専門的な手法も求められます。こうした地域課題を総合的に捉え、住民とともに最適な解決策を導き実行するのがまちづくりファシリテーターです。その役割は単なる空き家対策にとどまらず、防災や福祉、経済活動など地域の暮らしを全体に支える重要な存在です。

そういったまちづくりファシリテーターの取組を推進して、今度策定されます施策方針の6次総合計画と3期の総合戦略の計画に役立てていただけたら、考えていただけたらと思っております。いかがでしょうか。もし何か、村長でも何か御意見とかありましたらお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 押川区の問題につきましては、かなり複雑だと思います。いろいろ住民の確執、対決もあるというふうに聞いてなかなかまとまりづらい。その中でなかなか区長を引き受けてもらえないという状況であります。いきなりファシリテーターをやっても厳しいのかなということでありまして、まずやっぱり地域住民が自ら話し合っって区長を誕生する。そしてそのうちファシリテーターを中に入れて、今後の押川区について考えていくというふうな手順がいいのかなと思ひまして、まずはみんなで話し合っって、区長をまず誕生させる。それが先決だというふうに思っています。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

このまちづくりファシリテーターという言葉が今回の一般質問で初めて聞いたところでございますので、内容のほうは十分把握できていないところでありますが、次年度ということでききなりそういったものができるのかどうか、内容を見ながら検討させていただきたいと思ひます。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 2番に移らせていただきたいと思います。

先ほどからも吉浜議員からの質問にもありましたが、難しい部分があるということで区で考えていけないところは分かるんですけども、今区長さんがいらっしやらない現状で、どのような形で区の災害とかですね、そういった問題を挙げていくかがちょっと気になっております。押川区長はですね、

公民館の維持管理にとっても心配されておまして、地域の集会所としての役割だけではなく、将来的に発生される豪雨のような、台風とかですね、そういった被害のときの避難所としても極めて重要な場所だとおっしゃってございました。今後はもう避けられないですよ、人口減少は。そこで公民館を今後押川の住民だけでは維持できない、それも近い将来だと懸念されております。押川区の再生、活性化に向けた対策と公民館を緊急避難先として維持管理するための対策を今後検討しなければいけないと思っております。その点を地域の再生を目指す対策と避難所施設としての維持管理を考えた対策の二段構えで進めることが重要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

議員がおっしゃるとおり避難所の位置づけとかそういう意味で言えば、そういう施設の役割というのは非常に大きなものというふうに考えておりますが、やはり先ほど来言っているように、基本この公民館の維持管理は区のほうでやっていただく、どの区もそういうふうにやっていただいているところありますので、まずは区のほうで対応していただきたいというところではか今のところは答弁できないんですけれども、今後ほかの区においてもそういう状況が起こってくるということが想定されますので、その辺は今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 公民館については、もちろん区で考えることだと思います。ですが、この現状から押川の状況は恐らく限界集落では危機的集落に入っているかなという状況だと思います。65歳以上が多分70%を占めているかなと思いますので、早急に今後どうするかというのを考えていかないと、押川が解決すればおのこの区のことの問題にもつながって、解決策としての材料になると思いますので、ぜひ御検討いただけたらと、今後よろしく願いいたします。2番について、同じことだと思いますが、また答弁いただけたらと思います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） すみません、同じ答弁になってしまうんですけれども、議員のおっしゃっていることについては村としてもしっかりと考えて、今後検討していきたいというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 3番に移らせていただきます。

課題解決に向けて対策をなさっていることで、こちらは直接前木さんにはお知らせできていることでしょうか。お願いいたします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

この要望書に対する回答というか、その辺は、要望書の中で特に回答は必要ないということであったので、特に今実際に実施したものについての回答だとか、その辺のところは行っていません。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 分かりました。では、私のほうから御報告いたしたいと思います。

質問は以上になります。ありがとうございました。

○ 議長（大城佐一） 以上で5番 宮城美和子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまです。

(午後 2時37分)

令和7年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和7年3月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和7年3月12日 午前10時00分)

散 会 (令和7年3月12日 午前11時40分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

8 番議員 吉 浜 覚

3 番議員 大 城 邦 彦

9 番議員 平 良 嗣 男

4 番議員 大 山 美佐子

10番議員 大 城 佐 一

5 番議員 宮 城 美和子

3. 欠席議員 (1名)

7 番議員 新 崎 悟 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

副 村 長 宮 城 豊 教 育 課 長 新 城 寛

総 務 課 長 真喜志 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

財 務 課 長 前 田 佳 政 監 査 事 務 局 長 知 念 和 史

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 真喜志 亮

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 佐 久 川 紀 亮

企 画 観 光 課 参 事 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 島 袋 未 来

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第1号	教育委員会委員の任命について	質疑 付託省略
2	同意 第2号	教育委員会委員の任命について	質疑 付託省略
3	議案 第12号	塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更について	質疑 委員会付託
4	議案 第13号	大宜味村国民健康保険基金条例を廃止する条例	質疑 付託省略
5	議案 第14号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
6	議案 第15号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
7	議案 第16号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
8	議案 第17号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	質疑 委員会付託
9	議案 第18号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	質疑 委員会付託
10	議案 第19号	大宜味村犯罪被害者等支援条例	質疑 委員会付託
11	議案 第20号	大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
12	議案 第21号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
13	議案 第22号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）	質疑 委員会付託
14	議案 第23号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	質疑 委員会付託
15	議案 第24号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	質疑 付託省略
16	議案 第25号	令和7年度大宜味村一般会計予算	質疑 委員会付託
17	議案 第26号	令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質疑 委員会付託
18	議案 第27号	令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託

日程番号	事件番号	件名	摘要
19	議案 第28号	令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質疑 委員会付託
20	議案 第29号	令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算	質疑 委員会付託
21	議案 第30号	令和7年度大宜味村下水道事業会計予算	質疑 委員会付託
22		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。

本日の会議を開く前に、新崎悟一議員から傷病療養のための理由により、大宜味村議会会議規則第2条の規定により、本日の会議に出席できない旨の欠席届が出ております。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第1号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第2 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第2号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第12号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第3 議案第12号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第13号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第4 議案第13号 大宜味村国民健康保険基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第13号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 大宜味村国民健康保険基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。
したがって議案第13号は、可決されました。
-

◎議案第14号の質疑、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第5 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第14号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第15号の質疑、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第6 議案第15号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第15号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第16号の質疑、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第7 議案第16号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

- 8番(吉浜 覚) 大宜味村設置及び管理に関する条例の一部改正する条例と、議案第20号の関係です。公園の関係、関係条例に整備する条例と、それから20号にある火葬場の設置及び管理条例の一部を改正する条例について、この火葬場の関係については3村に優遇なるような……

- 議長(大城佐一) 吉浜 覚議員、今議案第16号についての質疑でありますので……。

- 8番(吉浜 覚) 関連ありますので言っています。

- 議長(大城佐一) 議案第16号の質疑をしてください。

- 8番(吉浜 覚) それで16号については、村民も徴収すると一般の方もより村民の方が負担になってるんで、その辺は利用者との関係についてきちっとヒアリングして提案してるのか、それを聞きたいと思います。よろしくお願ひします。答弁お願ひします。

- 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

私ども企画観光課のほうでは、公園等の設置及び管理に関する条例に関してのみの答えになりますが、こちらの条例に関しましては、実態がほぼ村外の方が利用しているということと、今回条例の提案と併せて規則のほうの改正も予定しておりますので、村民の方で、また子供たちが利用する際は減免できる

ような改正もしておりますので、そこら辺は問題ないのかと考えています。

それから村民の総意が取れているかということですが、村民全体にこの内容について聞いたというところはないんですが、ツーリズム推進協議会という観光に関する組織の、各区長、全区長が入っているような組織の中で、この件に関しては優良とするほうがいいということも確認はしているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今関係者と話してるということ聞いて少しは理解しました。実は、その関係者が問題があるんじゃないかという声もあるんで、詳しくは委員会でまた話していきたいと思いますので、どうもありがとうございます。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第17号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第18号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第18号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第19号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第10 議案第19号 大宜味村犯罪被害者等支援条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） お伺いします。

本案につきましては、名護署が主導して名護署管内の1市3村に要請が行われて、今回提案されている条例だというふうに理解をしておるわけですが、これは4月1日からの施行だと。それで規則あたりが見当たらないんですが、どう運営していくのかお伺いしておきたいと思います。

まず、第4条の村の責務、その中に犯罪被害者等支援のための施策を実施するものとする。そして4条2項には、犯罪被害者等支援に係る体制を整備すると。第7条には日常生活の支援ということで、犯罪被害者等の心身の状況に投じた支援を行うものとする。第10条には安全の確保ということで、安全を確保するため必要な施策を行うものとするということで、この4点についてどのように行っていくのか、今お考えされていることでも結構ですよ。なぜそれを聞くかということ、4月1日から施行するんですが、施行規則がないんですよ。資料にも。ですからお伺いするわけですが、施行規則はいつ頃制定される予定ですか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、規則の件についてですが、規則の制定についてはまだ実際のところ、制定に向けての検討がまだされていないところです。これについては、やはり1市3村で足並みをそろえて4月1日施行というところできちんと取り組んできましたので、そこはその1市3村でまた協議を行いながら、どういうふうな規則で持っていくかというのは協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、先ほど言った村の責務であるとかその辺のことについては、今、村が行っているサービス、例えば福祉の観点から言えば福祉サービスであったり、村で言えば村営住宅の入居の問題、その辺に関して、従来から行っている福祉サービスをその犯罪被害者の支援に優先的に——優先的と言うとおかしいんですけども、そこを今あるものから取り組んでいきたいという村としての姿勢はあるんですけども、やはりその条例を策定することで、村の犯罪被害者等に対する姿勢というのを見せるという意味で、今回の条例の制定にもなっています。そういうことから、本来であれば規則も策定して、細かい内容も詰めていくべきではあるんですけども、1市3村で足並みをそろえて条例を制定していくという、まず取り組みとして始まったというところもありますので、その辺はまた御理解いただければというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今総務課長の答弁で、気持ちは分かるわけですよ。これは取り急ぎやっていますから、そこまでまだ及んでいないと。しかし、4月1日から施行なんですよ。するとやっぱり間に合わすように努力してもらわないとね。いざこういう事案が出てきた場合にどうするかということになると、その都度その都度突き合わせなければやっぱりまずいです。ですからこれを聞いているんですよ。だから条例をつくったら、当然施行する場合には規則ね、規則がないと条例だけでやると一人歩きしますよ。担当者が変わったら私はこういう考え方ですということいろいろなってきます。ですから私はくどいようですが申し上げるわけなんです、条例をつくって規則をつくらなければ、仏つくって魂入れずという言葉と同じですよ。ですから皆さんのこれは、今の総務課長の答弁で規則の件については重々事情は分かっているんですけども、早急に整備していただきたいと希望しますが、どうお考えですか。最後にそれだけお答えしてもらいたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

規則の整備については、やはり議員がおっしゃるとおり、規則がなければ実効性がないというところもありますので、その辺は先ほども言ったように、やはり1市3村で進めている部分もありますので、そこは1市3村で協議を図りながら早急に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第19号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第20号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第11 議案第20号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この条例については、当初運営委員会に出たものから修正されて、使用料のほうに明記されております。私は一歩前進だと思っておりますが、この大宜味村に住所を有しない者のうちに、大宜味村に本籍を有する者、それから国頭村、東村に住所を有する者と分けているんですけど、東村との関係、それから国頭村との関係はどうなっているのかお聞きしたいと思っておりますので、お答えをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 国頭村及び東村の住所を有する者の料金に関しましては、今担当ベースであります。現段階国頭村の火葬料金の値上げがあるかというのを担当ベースで確認しております。国頭村のほうでは値上げがないと。なので大宜味村も改正する場合は料金を据え置きしていくということをお伝えしております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 国頭村と今調整ということによろしいですか。同時に進めているんじゃないで。それと東村との関係もあるけど、東村は火葬場を持っていません。大宜味村と国頭村についてはもてつもたれつということで、施設の共同利用という形で私はいいかかなと思っておりますが、東村との関係はじゃあどうなっていくか。この施設の利用の総合性、統一性というものからちょっと抜けてると思うんですが、この辺はどういうふうを考えているのかお聞きしたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時20分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時20分）

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 東村の件につきましては、東村は国頭村のほうに火葬の委託をされております。それで国頭村の村外料金という形で火葬していると聞いております。そういった観点のほうからですね、国頭村の火葬場と大宜味村の火葬場の助け合いの下、同じ料金を設定しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 東村が国頭村と委託してるから、大宜味村も配慮すると。だから前から課長は言ってたんですけど、この火葬の料金については、ほかのところはほとんど村内と村外だと、この2通

りがほとんどだというのは、村内というのは村の税金で使って建ててるから村内の料金、この村外というのはそれ以外の人だということで考えられるんですけど、その辺は東村との関係はちょっと整合性が無いと思います。私はなぜそういうこと言うかということ、例えばほかの施設利用についても大宜味村がなくて、東村であった場合は高いんです。だから国頭村もそうですけど、施設利用についてね、これから、これをきっかけに広域で利用料金の調整をしてね、3村同じように軽減できるように、私は村でできない施設についても調整する方向性が一步前進したのかなと思っておりますので、その辺は検討してください。また、これ以上の件については委員会で話していきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第21号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第21号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第22号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 16ページの繰入金と18ページの村債に関連してお伺いをしたいと思います。

基金繰入金の中で財政調整基金が当初2,000万円で、補正で7,500万円計上されているわけですが、それで村債のほうでは1億3,000万円余りが補正減になっているわけです。これ村債の減に伴うからそれだけ財政調整基金を取り崩して予算措置しているのか、それしか考えられないわけなんですけど、国保からの繰入金も5,000万円はあるんですよ。どうも当初の起債の想定が問題があったのかなと。なぜかということ、説明資料によると配分額、減額調整によるということ起債が1億3,000万円余り減額されている。起債を充当した事業があるから事業をやめるわけにはいかないわけですよ。するとどこからか財源を探さなきゃならんと。そうするとこの財源の内訳からすると財政調整基金、結局7,500万円も持ってきて、国保の基金条例を廃止したから5,000万円あったと。私の頭が悪いのか考えられないんですよ、こういう財政運営は。村は財政がすごく厳しい厳しいと言っているんですけど、ひねり出せば出てくるんじゃないですか、じゃあ。財政が厳しいという文言はもう使わんほうがいいですよ、皆さん。この予算状況からすると予算はあるんじゃないかと、金はあるんじゃないかと、そういう見方をされるわけです。そういう場合にはやっぱり村の財政計画はどうなっているかということの疑問も出てくるんですね。

そこで、村においては中長期財政計画の策定は大宜味村されているわけです。ほかの市町村では対象

期間がうたわれているわけですが、大宜味村のこれは対象期間がないわけですね。大宜味村はその中長期計画はいつ策定されたのかですね。で、さっき申し上げました財政の運用についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（前田佳政） お答えします。

まず初めに、繰入金と村債の件についてです。議員から御指摘があったとおり、今回村債のほうで配分額の減額調整ということで補正減させていただいています。当初ですね、起債の計画見込みについてですけれども、当初見込額のほうはきちんと計上させていただいていましたが、今年度に限っては、通常でしたら起債のほうも満額申請のほう協議等が通るんですけれども、今年度に限りまして、県内全域のほうで調整が入りまして大分減額になっています。それに伴いまして財政調整基金のほうから運用させていただいているという経緯がございます。

次に財政計画についてですけれども、財政計画とまでは行きませんが、令和4年度に県の支援をいただきまして財政シミュレーションを令和4年度から開始しております。例年決算後に決算額を反映させて、現在令和18年度までの見込みのシミュレーションですね、計画とまでは行かないんですけれども、財政のシミュレーションを行っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 財政運営状況については、村長の考え方もひとつお示しいただきたいと思えます。新年度当初予算の在り方についても関連してくるわけですよ。こういう財政の運用の仕方疑問を持っているわけだから聞いております。

次に中長期財政計画の策定というのは、まだ計画は策定されていないと。県のシミュレーションをやったと。ですが、県から示された資料には大宜味村は策定されているんですよ。先ほど課長がおっしゃったように県では市町村における中長期財政計画の策定を支援するため、財政シミュレーションの試算表を提供していると、さっきシミュレーションといたらそのことだと思えるんですよ。県が公表している中長期財政計画策定ということは、県からこの前の2月11日の町村議長会で配られた県からの資料なんです、これ。沖縄県企画部市町村課からの資料で。ですからこの中長期財政計画ができているんだったらそれを示してもらおうと思ったんですが、まだシミュレーションの試算表の段階だと。県が間違っているのか、皆さんが調査ある場合に中長期財政計画は大宜味村は策定しましたと報告したのか。その辺がまだ疑問なんです。その辺は中長期計画の策定については本当にきちんとやっていただかないと、突き当たりばったりの予算の編成の仕方をする、これは大変ですよ。財政計画はきちんと立ててもらいたいんですよ。その辺村長どうお考えですか。お聞きして質疑を終わります。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 財政計画ですね、限られた予算の中で中長期的計画をしっかりと立てて財政運営していきたい。ただ今回は、先ほど課長から答弁がありましたように、起債のほうが本来予定していた額が借りられなくて、例年にない特別な事情がありましたので今回は基金から繰り入れて対応させてもらっています。御理解のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第22号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第14 議案第23号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第23号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第24号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第15 議案第24号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決しま
す。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第24号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略しま
す。

これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。
したがって議案第24号は、可決されました。

◎議案第25号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第16 議案第25号 令和7年度大宜味村一般会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 歳入の15款2項7目1の1、2億2,989万2,000円の農地等災害復旧事業費が計上されてます。歳出がちょっと確認まだ取れておりませんが、この関係と、それから歳出でですね、8款3項2目14、それで2,000万円の工事請負費があります。それから6款1項5目12節……1節と14節の工事請負費がこの予算が計上されております。委託については1,036万3,000円、工事請負費については6,200万円、押川地区排水路、その件のどういうふうな関係、歳入と歳出関係になってるのか説明お願いしたい件と。それから同じ歳出で6款3項3目12節の委託料5,050万円、14節の工事請負費1億2,100万円の地域水産物供給基盤整備事業、これは県とどのように調整して進めてるのかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。
- 議長（大城佐一） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。
まず15款2の7目の災害費復旧補助金の農林水産施設災害復旧補助金2億2,989万3,000円、農地災害復旧事業費なんですけれども、これは議員御存じのとおり昨年の11月9日から12日にかけて北部豪雨による災害に伴っての歳入でございます。説明資料は12ページにありますけれども、田嘉里地区災害復旧事業に1億1,500万円の補助率が99.3%、ほか5件ありますけれども、本来でしたら補助率80%なんですけど、補助率が向上しまして、ほとんど100%に近い99.3%、最近激甚被災にも指定されておりますので高い補助率が見込まれております。今は工事費のほうにつきましては、今設計している段階で工事は設計が伴って随時早急に工事を行っていきたいと思っております。よろしくをお願いします。
ちょっとすみませんが、先ほどの6款3項3目漁港建設費の委託費と地域水産物供給基盤整備事業の工事請負費の1億2,100万円の件ですけれども、これも説明会したとおり、去る2月17日に村の施策を説明会の場で説明したんですけど、令和6年から令和13年にかけて全体事業費14億円ですか、90%の補助金ですけれども、設計はもう令和6年度でできまして、令和7年度から本格的に工事に入っていきます。最初は南防波堤の工事が1億2,100万円の工事費となっております。以上です。
- 議長（大城佐一） 建設環境課長。
- 建設環境課長（花田義徳） 8款3項2目緊急浚渫推進事業、こちらのほうの請負金額2,000万円ですね、説明資料のほう104ページお願いいたします。こちらのほうに説明がありますが、今回計画しています屋古川の浚渫工事と饒波川の浚渫工事を予定しております。
- 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 歳入、農業と河川の関係を聞いたんですけど、この歳入のね、農業等災害復旧事業がこの高率の補助で出てくると。そして12月議会のときにですね、農林関係の災害一覧表が私ども

に報告がありました。そして現場も抽出してから全部は見れなかったんですけども、説明とそれから道路の災害の位置図はあったんですけど、河川のもんがないんですよ。そしたら道路のもんについてはまだ出てきてないんですけど、農業については補助事業があると。なぜこの激甚災害の適用を受けてるのに、この河川の浚渫のもんが入ってないのか。これおかしいんじゃないですか。河川のもん、当然道路もみんな入るべきだと私は思ってるんですけど、その辺の説明と。それから昨日一般質問できちっとやれなかったんだけど、漁港のね関係が、質問資料に沿って出したんだけど、その回答が環境対策については浚渫船にクレーンを載せて浚渫工事を施工する際に汚濁防止幕設置を行い環境対策を凶っていきまますということでやっているんですけど、私が添付書類出してるのは、この海浜の浸食の状況で国頭村議会も国頭村長も話してると。安和の地域からも話してると、そういう答弁がなくて、場所は12月議会ではこの養殖場は名護に設置してると。それでこれでね、分かったことなんですけど、名護に入ってるということでね、こうやって、さらにこの漁場が確かに大宜味と羽地漁港の中間だけど、それが屋我地漁協にねとても近い。この業者はそこでも操業してるということで情報が入ったんで私見てきました。なぜ名護に敷地やって、この条件のいい、場所的にもいいのに大宜味で展開してくかという問題があります。この件については委員会とかまた今後対応していきたいと思っておりますので、ぜひこの件も一応答弁お願いします。先ほど激甚災害の問題がね、なぜ河川のもんに助成がいかないかと、農地のもんには行くんですけど。その辺が私理解できませんので説明をお願いします。両方ね。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） 昨日一般質問で塩屋漁港の浚渫工事飛んでなかったんですが、私も構えていました。12月定例会で吉浜議員は、要は塩屋漁港から西方に5キロ沖は違法じゃないかとおっしゃっておりました。私もみんな調べたら、ここの地域は協同第3号という漁業権であります。羽地漁業協同組合は塩屋、仲尾次、屋我地の3つの漁港から成り立っているんですよ。ですからその区域は塩屋漁港の漁業水産がいけすを置こうが違法は何もないんですよ。全くない。それはもう全員の、羽地漁業組合の理事長にも確認しました。3号漁業権というのは、要は羽地、今帰仁、本部、名護、全部の海域は法律的には漁業はできるんですよ。しかしながら、羽地漁港が勝手に名護漁港のところに行くのは紳士協定でそういうことは漁協はしませんよということで取り決めをされているみたいなんです。ですから羽地漁協の漁場は塩屋、仲尾次、屋我地のその漁港になっていますので、そこにいけすを置くのは何も違法はありません。以上です。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 浚渫の件ということでよろしいと思うんですけどね、浚渫に関しては災害のほうはございません。浚渫とかそういったものが激甚災害の部分の災害査定には含まないということですね。今回の事業は別の事業でやらせていただいております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） まず、浚渫の件から話していきたいと思っております。浚渫、道路に崩れたもんとかそういうもんはある、これからまた出てくると思うんですが、農地の関係は予算計上されております。それで本当に激甚災害の適用を受けたときにこの川とかそういうところが適用しないのか、その辺は私もまた調べていきたいと思っておりますので、また当局も調べていただきたいと思っております。

それから漁港については、私は属地主義じゃないかと、違法性の話しなかったけど、何で屋我地漁協から真喜屋までの距離と村境の距離と約一緒、それで村境から塩屋漁港まで約一緒、なんであんな条件

の近場のあるところがあるのに、大宜味で私は環境破壊の関係いろいろ話して、添付書類に出しております。それを顧みず大宜味でできるということは、私は問題があるんじゃないかということ言っているんです。別にあそこでやろうが関係ない、何でこんな効率の悪いところ大宜味に持ってきて、浚渫してこうやらんといかんのかということね、それが私は疑問に思うんですよ。それを言っているんです。その件、すれ違ってから言っただけは困ります。だからこの件について問題があるからといって県漁港課にも調整してるけど、県漁港課はまだその件について現地にきてないと、議会始まる前に聞いたら。議会終わったらまた調整しましょうという話はしておりますが、その辺県から見に来てたか、どういうふうな今言ったような問題がね、解決できるか。この説明では汚濁膜云々じゃなくて、砂の問題があるから言うことね私は言っているんですけど、こんな問題ですり替えられたら困ります。その辺も答弁してから、また委員会とか別の件でまた調整していきたいと思っておりますので、答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

先ほどのすり替えというか、そういったつもりはないんですけども、要は塩屋漁港のほうから西方に30基のヤンバルスギのいけすが設置されてますけど、なぜ塩屋漁港からわざわざやるのか、仲尾次の漁港のほうからやるべきじゃないかという感じに私は受け止められるんですけども。ただそれはもう羽地漁港さんの3つの漁港の組合員の構成員が決めて塩屋漁港から出港するというということで話し合っただけのことだと僕は思っていますよ。ただ、塩屋漁港というのは話したように、昔昭和五十何年かな、55年、56年、58年かな、それぐらいにできたもう40年以上たつ漁港でありますので、その当時は5トンか10トンクラスを想定した漁港で造られたものですけど、だからマイナス3メートルではシオマチに余儀なくされているので、最近では19トンクラスの漁船がありますので、それを3.5、50センチぐらい増設して、シオマチに余儀される漁船に対してスムーズな円滑な漁港の入港をする目的で浚渫するんです。環境対策としては通告書にもあったように、浚渫船にクレーンを載せて、クラブ——クラブというのがあるんですけど、それで吊り上げて、下げて、砂を浚渫して浚渫船に載せて、後でまた陸揚げするんですけど、そのときに汚濁防止膜を設置して、そこから下にまた海底に汚濁防止膜を設置するんですよ。だから最大限環境対策に考慮しながら施行していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言は許しません。

ほかに質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 予算書31ページ、18款1項1目の財政調整繰入金8,500万円についてですけども、令和6年度は2,000万円でした。令和5年度に関してはゼロ円、令和6年度と比べても4倍以上の大幅な増額となっています。財政調整繰入金は大幅な収支減や災害緊急時の対応など、不測の事態が生じた際に取り崩すものであり、安易に歳出が歳入を上回って不足が生じたからといって不足分を繰り入れるものではないと考えていますが、村長の考えと、また令和8年度以降の基金の見通しについても伺います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（前田佳政） お答えします。

令和7年度の財政調整基金取崩し8,500万円についてです。令和7年度に関しまして歳出の事業側で

全体を見ますと、農林水産事業費と災害復旧費のほうで大分大幅に増額になっておりますので、それに伴って事業費、特定財源等も充てる部分もあるんですけども、また事業費への裏負担等ですね、それに充てる目的から今回財政調整基金の大幅な取崩しを行っております。

令和8年度以降の基金の見通しについてですが、今年度の大規模な災害があったことに伴って大分基金等への影響も出たかと思うんですけども、次年度以降はもう一度改めて、先ほど御指摘がありました財政計画等もきちんと踏まえた上での基金の積立て運用を行っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 村長は、選挙公約として挙げた給食費の無償化を令和6年度に実施し、令和7年度にはこども園の無償化を行おうとしています。とてもいいことだと思いますが、今ちょっとお聞きして、新たな財源とかそういうことも将来的に見通しもない政策実現はちょっと無責任ではないかと思えます。無償化の政策は村長の任期後も継続されるべき施策であると考えています。しかし、安定した財源の確保がないまま進めば、次の村政の運営に大きな負担を残すこととなります。今後財源の確保ができず、途中で無償化を中止せざるを得なくなった場合、住民の混乱や行政への信頼低下を招きます。村長は自身の任期後のことまで考慮した上でこの政策を進めているのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

これはぜひ、子育て支援とか村の重要な課題でありますので、これからも引き続き当然やっていくべきものだと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは、この無償化の財源としてふるさと納税を充てていると答弁していただんですが、ふるさと納税は年度ごとに変動が大きく安定的な収入とは言えないと思います。最終的に村長はどのような形で財源を確保し、無償化の政策を恒久的に維持していかないといけないと思いますが、その辺の方針とか改めて明確にお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

財源の確保につきましては、ふるさと納税からのお金を使わせてもらっておりまして、幸いにも今年度は特に多く寄附金をいただいておりますので、今後とも引き続きふるさと納税を活用していきたいということで、村としても今後特産品とかそこら辺でPRして、ふるさと納税がさらに増えるように努めて、その財源で無償化を図ってまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 宮城良治議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言は許しません。

ほかに質疑ありませんか。5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 良治議員よりもありましたけれども、ふるさと納税の、今回増えているのが5億50万円増えています。その根拠と、ふるさと納税以外に対応する方法など村長から伺いたしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今新年度予算というところで対前年度の話をしているかと思いますが、ふるさと納税に関しては対前

年度、5億円ではなくて5,000万円の増となっております。昨年度2億2,000万円ほどだったものが今回2億8,000万円ということで、過去の3年ぐらいの実績を基にこれぐらいは大丈夫かなというところの金額を今回当初予算では計上しております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） それ以外の確保についてはいかがでしょうか。ふるさと納税以外の財源の確保について、その他のお考えはありますでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（前田佳政） ふるさと納税寄附以外の財源についてですけれども、自主財源ということで村税と徴収率の向上も図りながら、きちんと自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 村の財政の健全性を維持しつつ、持続可能な形で無償化政策を実現するための具体的な財源確保策について、引き続き慎重な検討を求めます。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 予算書18ページ、13款1項4目こども園使用料について伺います。

令和6年度の607万8,000円から令和7年度1,000円の費目存置になっておりますが、現在のこども園の現況でゼロ歳児から2歳児の人数は何名なのか。またそのうち課税世帯の子供の人数を伺います。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） それでは、令和7年3月1日時点、令和6年度末の人数としては全体で、ゼロから2歳児で言いますと29名です。その中の課税世帯が17名になっております。新年度予算の令和7年度については、おおむねその人数かと思っておりますが、現在のところ2月1日時点で24名、その中の18名が課税世帯になっております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 予算のほうの令和6年度と7年度、特に7年度が費目存置になっている理由を伺います。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） それについては、令和7年度から無償化ということで歳入として入ってこない、費目存置として1,000円という形で計上しております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 予算書31ページ、18款の財政調整繰入金について、大宜味村財政調整基金条例の第4条で、基金は法第4条の4各号の1に該当する場合に限り処分することができるかとあります。今回、何号により処分するのかを伺います。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（前田佳政） お答えします。

すみません、今手元に条例がなくて大変申し訳ございません。後ほど回答させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 70ページお願いします。総務費の選挙費の中で3目の参議院議員選挙費、総務

課長はうなずいておりますから、もう気づいていると思うんですが、一般財源で37万2,000円計上されているんですよ。村は国の選挙のものに金を出さなきゃならないですか。私は常々それは申し上げているんですよ。衆議院議員の前でも申し上げた。なぜ村が一般財源で対応しなきゃならないんですか。それは国からの負担金で参議院議員選挙費は賄うというのが当然なんですよ。これは国の事業なんですよ、仕事なんですよ。なぜ37万2,000円も一般財源充てなきゃならん、充当せんといかんのかなと。これ財政運営上全部問題なんですよ。こういうのが。これもじゃあ財政調整基金からでしょう恐らく。財政調整基金は自由に使えるはずですから。村は国の事業を補助せんといかんですか。さっき補正の場合にも申し上げたように、財政厳しい厳しいと言いながら、何であるところは全部そういうふうになっているんじゃないですか、予算としては。常々申し上げているんですよ、私この件は。一向に改善されない。これは当初予算計上されているからあれですが、執行するまでは減額措置するかどうかの手続も組んでおかないと、この予算そのまま認めなさいといったら、ちょっとちゅうちょしますよ、私は。村の義務のない経費を計上されて、この予算でお願いしますという、こんな話ではちょっと具合悪いですよ。その辺いかがですか。お考えお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

議員おっしゃるとおり、やはり国政選挙あるいは県議会、県知事選挙については、村費を入れることはあってはならないというふうに認識しております。今の御指摘のものに関しては、今回の参議院議員選挙の中で備品購入がございます。これについてはバーコードリーダー、あと開票システムという備品購入については参議院のみだけではなく、今後の衆議院、県知事、県議会選挙、あと村議、村長選挙、こちらについても使っていくということで、こういう備品については全てが国庫補助の対象ではなくて、やはり村費、幾らかの村の負担もあるべきだろうということで、この補助率として9分の5補助となっております。そういうことで37万2,000円の一般財源が出ているというところというふうになっておりますので、御理解いただければと思います。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 備品購入に予算を充てたいというお話なんですが、参議院選挙の場合じゃなくても、その備品を購入しなくてもいいんでしょう。別の機会でも、村の選挙のある場合にでもこれ購入しようと思ったらできるわけでしょう。その補助率の中での何らかの備品を調整してやるということも考えられるんじゃないですか。今の説明では分かるわけですが、参議院選挙費としてあるからですよ。そうしたら分類して選挙管理委員会の予算の中でそのものは一般財源できちんと組むんだったら今の説明も通用しますよ。ごっちゃにしてやっているから、こういう質疑が出るわけですよ。今後十分これ検討してもらいたいと思いますよ、こういう計上の仕方は。いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） まず、この開票システムが参議院だけではなくて、今後の村長、村議のときにでもいいじゃないかという御指摘のほうからお答えしますが、今回ですね、これまで使っていたシステムというのが、これまで受けていた業者が撤退をして、新しくこの参議院からそのシステムを導入する必要があるということで、今回の参議院のほうから計上しているところです。やはり幾らか、全て村費で備品購入というのは財源的な面から考えると、幾らか国、県の選挙も村が担っていかないといけないというところから、こういうときに国庫補助、県補助も使いながら備品購入もしていくべ

きだという考えの下に今回の予算計上となっておりますので、御理解いただければと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時13分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

◎議案第26号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第17 議案第26号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題
とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第26号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第27号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第18 議案第27号 令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議
題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第27号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第19 議案第28号 令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題と
します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第28号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第20 議案第29号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算を議題とし
ます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第29号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第30号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第21 議案第30号 令和7年度大宜味村下水道事業会計予算を議題とし

ます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第30号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長(大城佐一) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと
思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定
しました。

◎議員派遣の件

○ 議長(大城佐一) 日程第22 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおりに派遣することにしたと思いま
す。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおりに派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和7年3月12日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、下記のとおり議員を派遣す
るものとする。

記

開催時期	研 修 名	派遣人員
令和7年3月19日	現地調査	全議員

派遣目的：議案の審査及び調査のため現地視察を行う。

-
- 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前11時34分)

-
- 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時39分)

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） これから諸般の報告をします。

予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので御報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城良治議員、副委員長に大城邦彦議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(午前11時40分)

令和7年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和7年3月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和7年3月13日 午前10時00分)

散 会 (令和7年3月13日 午前10時07分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 2 2 号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）	委員長報告 質疑～表決
2	議 案 第 2 3 号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第22号及び議案第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 議案第22号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）及び
日程第2 議案第23号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の2件について、
一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第113号

令和7年3月13日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮城 良治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第22号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）	原案可決 全会一致
議案第23号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決 全会一致

（宮城良治予算審査特別委員会委員長 登壇）

- 予算審査特別委員会委員長（宮城良治） 予算審査特別委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第22号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）及び議案第23号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の2件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

3月12日午後1時30分からの審査予定を1時間45分繰り上げて午前11時45分から委員会を開催し、出席委員8人、欠席委員1人のもと審査いたしました。

執行部から副村長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

議案第22号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）の主な内容は、
17款「寄附金」主に「むらづくり応援寄附金」による180,465千円の増額
18款「繰入金」主に「国民健康保険特別会計繰入金」による43,287千円の増額
21款「村債」主に過疎対策事業債の「配分額減額調整」による134,500千円の減額であります。
歳出では13款「諸支出金」主に結い基金の積立金249,189千円の増額と実績見込みによる減額補正で、
全体で121,324千円の増額補正であります。

次に、議案第23号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の主な内容は、
主に基金条例廃止に伴う60,060千円の増額補正であります。

議案第22号及び議案第23号までの2件は、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第22号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第12号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎休会について

○ 議長（大城佐一） お諮りします。議案等調査のため3月15日から18日までの4日間は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって3月15日から18日までの4日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時07分）

令和7年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 令和7年3月21日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和7年3月21日 午前10時00分)

閉 会 (令和7年3月21日 午前11時27分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第12号	塩屋漁港海岸護岸機能保全工事(1工区)の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第20号	大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第21号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第14号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第15号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第16号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第17号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案第18号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案第19号	大宜味村犯罪被害者等支援条例	委員長報告 質疑～表決
10	意見案第3号	沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書	委員長報告 質疑～表決
11	意見案第4号	沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書	委員長報告 質疑～表決
12	議案第25号	令和7年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
13	議案第26号	令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
14	議案第27号	令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
15	議案第28号	令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
16	議案第29号	令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
17	議案第30号	令和7年度大宜味村下水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
18	陳情案第32号	国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
19		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第12号、議案第20号及び議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、
採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 議案第12号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更について、日程第2 議案第20号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第21号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の3件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第123号

令和7年3月21日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 良治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第12号	塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更について	可決 全会一致
議案第20号	大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第21号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（宮城良治） 経済建設委員長報告。ただいま議題となりました議案第12号、議案第20号及び議案第21号の3件について、経済建設常任委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長の出席を求め、3月13日午前10時30分審査

予定を15分繰り上げて午前10時15分から審査をいたしました。

まず、議案第12号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更について報告いたします。

本工事は令和6年第5回臨時会で議決を経て締結した変更契約（第2回）となっています。

主な変更工種は、護岸補修工等の数量変更に伴うものです。

原契約額に対する変更増額は7,458,000円で、合計変更契約金額は100,958,000円となっています。

次に、議案第20号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について報告いたします。本条例は、火葬使用料の見直しによるもので、区分の変更及び大宜味村に住所を有しない者を値上げする改正を行っております。

なお、附則で令和7年4月1日から施行とされております。

次に、議案第21号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例は、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を条例で定めるに当たって、参酌すべきこととされている水道法施行令で定める資格が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するものとなっております。

なお、附則で令和7年4月1日から施行とされております。

議案第12号、議案第20号及び議案第21号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます報告といたします

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第12号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 塩屋漁港海岸護岸機能保全工事（1工区）の請負契約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第12号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 4条の使用料、特に今までは村内、村外の料金設定から、今回は国頭村、東村に配慮したのかな、優遇した設定になっております。その件で他の条例との整合性とか、そういうこと

で議論がなかったのか。その辺の話を聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 経済建設常任委員会委員長。

（宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城良治） お答えします。

他の条例との整合性についてですけれども、そういう質疑等はありませんでした。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 実は、私は本会議で質疑もしました。その件はやっぱり他条例との整合性もあると。方向性としてはいいんじゃないかと。今3村における施設の共同利用、例えばこの老人とか、老人会とかほかの方々が今村内にないパークゴルフ場とか国頭にもあります。そしたら健康づくりのためやるんですが、割高になっていると。そして子供たちが、学校の子供たちが部活でコートが足りないから国頭行ったらやっぱり村外料金の施設の料金が取られると。そういうことで3村合同で調整できるもの方向性とかいう話も私はそれなりに話したけど、最近やっぱり学校現場の声もかなりそういうことを聞かれておりますので、その辺も本会議では話したんですけど、その辺話が全くなかったのか。この火葬場条例だけに特化したような形の編成はどうかと思うんですけど、委員長再度答弁よろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 経済建設常任委員会委員長。

（宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城良治） お答えします。

本会議では質疑されていたということは認識しています。そこで執行部としても適切に答弁していたと思います。委員会の中ではこの料金の設定について話し合われて、あと村外に転出されたときに、もともとここで二、三十年暮らしていた方が転出したときにどうするかという話とかはありましたけど、その辺についての話は委員会ではありませんでした。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、委員長から報告ありましたが、この話についてはやっぱり村に前住んでいた人が引っ越しされたとかいろいろありましたけど、これは基本的に施設の利用については、前当局から説明があった村内村外、村内というのは村が施設整備しているから軽減されてるんだと。今この件についてはね、広域的にできる可能性があるから、それぞれ施設を持ち合って軽減すると。東村においては今別に大宜味村と火葬場のやり取りの関係はこちらがなかったらお願いするとかいう形にないわけですが、実情は分かりますので、その辺の関係をやっぱり模索して、今後広域的なものの発想でやっていただきたいと思います。希望です。以上、終わります。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号～議案第19号、意見案第3号及び意見案第4号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第4 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第15号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第16号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、日程第8 議案第18号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、日程第9 議案第19号 大宜味村犯罪被害者等支援条例、日程第10 意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書及び日程第11 意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書の8件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 1 2 5 号

令和7年3月21日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第14号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第15号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第16号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 賛成多数
議案第17号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決 全会一致
議案第18号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決 全会一致
議案第19号	大宜味村犯罪被害者等支援条例	原案可決 全会一致
意見案第3号	沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書	否 決 賛成少数
意見案第4号	沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書	否 決 賛成少数

（大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第14号から議案第19号の6件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長の出席を求め、午前11時00分からの審査予定を10分繰り上げて午前10時50分から審査をいたしました。

はじめに、議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定された経費基準に合わせ、選挙長等の報酬の額を変更する改正となっております。

なお、附則で令和7年4月1日から施行とされております。

次に、議案第15号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、沖縄県人事委員会の給与勧告を踏まえ、管理職特別勤務手当の支給対象時間の拡大、扶養手当の見直し等を行う改正となっております。

なお、附則で令和7年4月1日から施行とし、扶養手当の見直しについては令和8年までの段階的な改正となっております

次に、議案第16号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行為の禁止等を新たに定め、平南川ター滝駐車場使用料の見直しとなっております。

令和7年4月1日から施行とされております。

次に、議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、村の条例の規定中の懲役及び禁錮を拘禁刑に改める等所要の改正となっております。

法律の施行の日から施行とされております。

次に、議案第18号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、法律の改正に伴い所要の改正を行うものとなっております。

令和7年4月1日から施行とされております。

次に、議案第19号 大宜味村犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、本村における犯罪被害者等の支援に関し基本理念等を定め、当該支援のために必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等を支援するため制定するものとなっております。

令和7年4月1日から施行とされております。

議案第16号は、質疑、討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、その他の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、継続審査となっております、

意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書

意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書

の2件について総務常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

令和6年第6回定例会において総務常任委員会に付託され、審査及び辺土名高校での校長先生、教頭先生へのヒアリング等を行い慎重に審査を行いました。

令和7年2月27日の本委員会において、委員から意見案第3号については、提案理由の保育士の応募状況が現状とは異なり住居の問題のみではない。また、耐震性への懸念もあるとの意見がありました。

意見案第4号については、当事者等からの寮の増築の要望は無く、地域において協議していく事が必要ではないか等の意見が出され、採決いたしましたところ、2件共に賛成少数をもって否決とすべきものと決した次第であります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

休憩します。

（午前10時21分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

○ 議長（大城佐一） これから議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第14号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第15号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第16号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、公園等の適正な利用を推進するにあたり、公園等における利用者の禁止行為の明記及び使用料の見直し等、本条例の一部を改正する必要があるための条例です。

しかし、別表第2（第8条関係）の新旧対照表の（6）項目平南川ター滝駐車場を使用する場合駐車使用料（車両1台につき）区分普通乗用車村外使用料500円の現行からこれまで村内利用者に対する使用料の発生が無かったものから、村内外問わず一律に使用料500円に改正されます。村民に負担を強いるものです。村自ら設置した施設で無料だった使用料が一举に500円の有料になる事には納得がいきません。また、本改正案はイキアタリバッタリの感で、整合性や一貫性がとれていません。

よって、本議案は公園等の適正な利用を推進するにあたり、村民の駐車場使用料の発生は村民に負担を強いるものです。また、他の施設使用料との整合性も取れませんので、本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第16号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第16号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第17号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第18号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号 大宜味村犯罪被害者等支援条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 大宜味村犯罪被害者等支援条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第19号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第3号について討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書に賛成する立場で討論を行いたいと思います。

委員長報告では、保育士の応募状況とは異なり住居のみの問題ではない。また、耐震性の懸念もあるものとケンがありました。その件については、保育所の応募状況とは異なりということがありましたけ

ど、二、三年前から住む家がないからとかいろいろありました。それで今回のこの委員会の審議では、今のような状況にあるけど、実際保育士が会計任用制度とかそういう不安定雇用で採用されている件もあって、今回1人だけの採用だということからそういう意見書につながっていると私は認識をしております。

また、耐震性の懸念もあるということですが、実際その住宅については入居者もいます。それとまた村内の施設で耐震性ないのが使われている現状でありますので、その辺は引き続き検証すべきだと思っております。

それでこの件については議員必携によりますと、意見書のものについては、議会自らの政策活動として我が町、我が村独自の問題を取り上げて、積極的、自発的に意見書提出を行う活動が望まれる。そのためには意見書提出権に対する議員個々の一層の関心とその発案の努力に期待するものはもちろんであるが、常任委員会の固有の権限である所管事務調査の結果を意見書提出活動に結べる努力がさらに期待されているところであります。

よって私は、その件については、意見書4号の関係もあるんで、引き続き継続審議とやるべきだと思っております。それで結論は、賛成意見として終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○ 議長（大城佐一） 起立少数です。

したがって意見案第3号は、否決されました。

次に、意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第4号について討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書に賛成する立場で討論していきます。

この件については、9月議会で提出して内容が不十分との理由で議員派遣をもって辺土名高校に向いて現況調査しました。しかし、3村そろって提出したほうがいいとのことで継続審議にしておりました。

一方、東村では9月議会ではほぼ同じ内容で全会一致で可決しております。なぜそのような結果になったのか疑問に思っています。

そして意見書報告については、当事者等からの寮の増築の要望はなく、地域において協議していく必要もないかなどの意見も出され、採決したところであるという委員長報告がありますが、この件について辺土名高校の校長、教頭の立場は県教育委員会が将来生徒人口の推測を予測できないと。それで増築の件は今考えていないという立場でもって統一行動だということに理解を示してほしいと。

さらにまた、保護者会と言うんかな、保護者会と委員会でのやり取りでは直接電話で委員長が連絡しました。この件については今実際そのときに国頭村も大宜味村も父兄がほとんどなく、よそから来ている父兄と国頭がほとんどだと。それでこの問題については議論ができていないということで、私たちはそういう問題について継続して話し合いをすべきじゃないかと。

また、先ほど出た意見案第3号について、1所帯は住んでいると。そして村内探しているけど探さなくて国頭村に行っているとかいろいろあります。そういうことであれば意見案3号であった教員住宅にも家族で住ましてもいいんじゃないかというような話も出ております。それでこの件も継続審議すべきだと私は思っています。

さらに3月の区長会から得た資料が辺土名高校、大宜味村、国頭村、東村連名で出された、よそから来る辺土名高校の子供たちが合格してもそこに住めない。それで呼びかけのチラシも出ております。苦肉の策の辺土名高校の教員の態度だったと思います。

私は、委員長報告があったようには納得がいきません。そういう意味でもやっぱり行政も議会も一緒になって取り組むべき事項だと思って、私は継続審議にすべきだと思っています。

したがって、この議案については賛成で、3村の議会も行政もPTAも一緒になって取り組むべきことだと思っていますので、賛成討論といたします。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○ 議長（大城佐一） 起立少数です。

したがって意見案第4号は、否決されました。

◎議案第25号～議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第25号 令和7年度大宜味村一般会計予算、日程第13 議案第26号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第14 議案第27号 令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算、日程第15 議案第28号 令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算、日程第16 議案第29号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算及び日程第17 議案第30号 令和7年度大宜味村下水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮城 良治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第25号	令和7年度大宜味村一般会計予算	原案可決 賛成多数
議案第26号	令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第27号	令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第28号	令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致
議案第29号	令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算	原案可決 全会一致
議案第30号	令和7年度大宜味村下水道事業会計予算	原案可決 全会一致

(宮城良治予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城良治） 予算審査特別委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第25号から議案第30号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会は、村長、教育長、及び関係課長等の出席を求め、14日及び19日の2日間にわたって慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

議案第25号 令和7年度大宜味村一般会計予算は、総額62億8,530万3千円で、対前年度9億4,983万6千円の増額で、対前年比17.8%の増となっております。増額の主な要因としまして、農地費及び漁港建設費によるものです。

議案第26号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額4億9,896万5千円で、対前年度比29.1%の増となっております。

主な要因としまして、療養給付費の減額によるものです。

議案第27号 令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額5,063万4千円で、対前年度比29.1%の増となっています。

主な要因としまして、保険料の増額によるものです。

議案第28号 令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入745万7千円、収益的支出597万7千円となっております。

一般会計からの負担金は486万7千円となっております。

議案第29号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算は、主な建設改良事業で3億2,208万1千円、収益的収入の予定額2億1,551万4千円、支出2億2,068万2千円、資本的収入の予定額3億3,112万5千円、支出3億5,842万8千円となっており、一般会計から補助を受ける金額は3,438万となっております。

議案第30号 令和7年度大宜味村公共下水道事業会計予算は、収益的収入の予定額8,961万6千円、支出9,324万7千円、資本的収入の予定額1千円、支出370万6千円となっており、一般会計から補助を受ける金額は5,506万8千円となっております。

議案第25号では、原案の質疑において、前田孝委員から「中長期財政シミュレーションにおいて、多額の財源不足が発生し、財政調整基金が令和15年度には枯渇してしまうという厳しい状況にある。全ての事業費の削減可能性をもう一度精査することと併せて、財政調整基金の取り崩しを抑える必要がある」と質疑があり、村長から「税金において課税客体を適確に把握し、徴収率向上に取り組み自主財源の確保に努める。また、財政調整基金の取り崩しについても抑制していく」との答弁がありました。

討論では、新崎悟一委員から「個々の予算に対しての反対はないが今回提出された中長期財政シミュレーションは、将来的に財政破綻が予想される結果となっている・・・村長には今後、破綻が起きない財政計画を作成して頂きたいと考える。また、予算の組み立て方、計画の立て方を改め再度来年度予算を組み立てていく事を求めます。」と反対の発言がありました。

採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決するものと決定しています。

また、議案第26号から議案第30号の5件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げますと報告いたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第25号 令和7年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。7番 新崎悟一議員。

（7番 新崎悟一議員 登壇）

○ 7番（新崎悟一） 私は、第25号議案に反対の立場で討論いたします、予算委員会の前に村執行部が我々議員に提示した中長期財政シミュレーションについて、非常に懸念を抱いています。執行部の返答によれば、このシミュレーションはあくまで「ただ作成しただけのシミュレーションであり、策定には至っていない」とのことです。また、県が報告した策定状況の有無は、大宜味村は策定状況が「有り」

になっています。しかし、これでは当局の返答に不信感しかなく、信頼を寄せることはできません。

このシミュレーションは、県が町村の中長期財政計画策定に向けて必要となるシミュレーションとして提供したものであり、重要な参考資料であると認識しています。過去3年のデータを元に、その後のシミュレーション結果が導き出されているのです。過去3年の財政運営の方法が続くと、この先財政破綻に至るというデータが示されている以上、このシミュレーションは無視できないものです。

執行部が現在出している予算案を通すことは、シミュレーション結果通りに財政破綻を招くことに他なりません。この事実を重く受け止め、我々議員は大宜味村の未来を真剣に考えるべきです。現状維持を続ける姿勢では、財政の健全性を確保することはできません。

したがって、私はこの予算案に反対いたします。私たちは、村の将来を見据えた健全な財政運営を求める責任があります。村長執行部には、再度このシミュレーションを見直し、今後の財政運営に関する具体的な方針を示していただきたいと強く求めます。

以上の理由から、私はこの予算案に反対いたし、各議員の賛同を求め、反対討論を終わります。

○ 議長（大城佐一） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第25号 令和7年度大宜味村一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、令和7年度大宜味村一般会計予算について歳入歳出予算の総額6,285,303,000円と定めています。しかし、3月議会定例会の最も重要議案にもあるにもかかわらず、本村のコンプライアンスやガバナンスの認識の欠如に問題があります。

施政方針によると、昨年11月9日から10日にかけての本島北部における記録的な豪雨による災害は、家屋、道路、河川、農地、農畜産物、車両など、村全域に甚大な被害をもたらしました。この甚大な災害に対し、被災者支援をはじめ、国、県等と連携し、復旧・復興に向けて鋭意取り組んでおります。今回の想定外の災害を教訓に、防災・減災対策を強化し、災害に強い村づくりに一層努めてまいります。職員一人一人が村政発展への使命感と責任感を持ち、大宜味村らしさを活かした村づくり、また村民との共同による村づくりに全力を挙げて取り組んでまいりますと結んでいます。

村は、喜如嘉区長から喜如嘉に所在する幸地川の度重なる氾濫により道路冠水や家屋や畑の浸水被害で河川浚渫についての再三の要請に対して、河川の機能管理については、慣習的に地域住民による集落作業の一環として浚渫を行っており、要請河川についても同様に管理いただくことをお願いしますと回答しています。

昨年12月議会での一般質問に対して、法定外河川に関しましては補助メニューがありません。今現在ですね、浚渫推進事業債というのがあります。これ今年度で終わります。終わるとい形になりますので、今後、こういった部分、国や県のほうに要望しながら事業ができないかというメニューで、やっていきたいと思っておりますとの答弁をしています。また、農林関係災害一覧や道路災害位置図を提示し、昨年11月の本島北部における記録的な豪雨による災害の報告がありましたが、村管理の普通河川について報告はありませんでした。

しかし、歳入予算21款村債1項村債3目土木債6節緊急浚渫推進事業債20,000,000円、歳出予算8款

土木費 3 項河川費 2 目河川維持費14節工事請負費20,000,000円を屋古川・饒波川浚渫工事として緊急浚渫推進事業費を計上しています。幸地川浚渫工事が予算計上されてないことに対して納得できません。また、歳入予算14款国庫支出金 2 項国庫補助金71目災害復旧費国庫補助金 2 節土木施設災害復旧費補助金200,040,000円、15款県支出金 2 項県補助金 7 目災害復旧費県補助金 1 節農地等災害復旧事業229,892,000円、21款村債 1 項村債 3 目土木債 6 節緊急浚渫推進事業債20,000,000円、3 とおりの歳入については、村の災害報告の対応の違いだと考えられます。昨年の11月の豪雨による災害は激甚災害の認定受け、95%の高率補助だとの村からの説明がありました。国庫支出金による土木施設災害復旧費補助金は道路災害に対して適応しているにもかかわらず、河川災害に適応していないことに対して厳しい村財政運用にとって痛恨の極みであります。

村は、一般質問に対して、災害対策については、自助、共助、公助の連携を強化し、地域住民が一体となって取り組むことが必要不可欠と考えています。令和7年度は各区の自主防災組織の組織化に向けて取り組んでいきたいと考えているところだと答弁をしています。また、集落背後地急傾斜地崩壊については、当初は地主の自己責任の立場を主張していましたが、国会の質問主意書の事例参考から、現在県が災害対策事業へ向けての調査を行っています。

しかし、村地域防災計画の公共土木施設応急対策計画によると、地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法や災害時応急対策業務協定書が、村と村建設業者会が交わっています。この協定に基づく応急対策に要した費用については、村が実費支弁することになっています。災害時応急対策業務については、効率や経費負担と安全性を考慮した場合に、公助として村が積極的に対応すべきです。

また、村地域防災計画の土砂災害予防計画によると、本村では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の指定が1箇所されている。この他、危険度の高い急傾斜地崩壊危険箇所が50箇所把握されており、村は更なる調査把握等により必要に応じて県に指定を求めるとともに、その他の箇所においても災害の未然防止措置等の対策を図るものとしています。急傾斜地崩壊急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律や、村は自ら計画した目的や想定する災害及び防災関係機関等の役割など基本的事項、並びに防災対策の基本方針や施策体系などの防災ビジョンを無視した行政行為は、村の責務をないがしろにし、自助、共助だと対策・対応を区や住民に押し付ける姿勢は、住民を困窮させる原因となっています。

議会では、村は村内で海岸の浸食及び護岸崩壊や河口閉塞が生態の攪乱の原因がわかるのであれば対策も講じたいと答弁をしています。

県内外で海砂採集等による影響の原因究明、規制の展開や瀬戸内海海岸保全特別措置法に関連する事例、反対する地域の決議など生活と環境を守る事例を添付資料については（①山陽新聞：海砂採集荒れた海域影響未知数砂は泥と違い、すき間に微生物が付着し、浄化能力も高い。海砂採集作業船は余分な泥と濁りを海に生態系全体への影響を指摘。②名護市安部区沖における海砂採取の中止の陳情書。③国頭村議会だより一般質問より：国道58号謝敷海岸災害復旧の事案を契機に国道事務所、沖縄県、環境省の関係機関とこれまでの調査資料を基に浸食による謝敷海岸消滅の危機的な事態悪化の振興を解消する為に、現地調査を踏まえて謝敷海岸保全対策の建設的な協議会の開催を呼びかけ働きかけ出来ないか。との議員の質問に対して、国頭村長は令和5年8月に沖縄県……

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、議案第25号についての討論をお願いいたします。あまり外れないでください。

○ 8番(吉浜 覚) 関連ですので、落ち着いてください。ちゃんと聞いてください。沖縄県土木建築部と北部市町村との行政懇談会で謝敷海岸の保全対策についての要望を提出しています。自然環境の保全や公共施設の機能維持の観点から、海岸管理者としてどのような対応が可能か、引き続き環境部局等の関係機関との意見交換、情報共有等を行いたいと考えているとのこと。村としても今後とも情報共有に努めると答弁しています。

塩屋漁港整備事業の関連する養殖場の位置が西方5km海上と示された水域施設の増深の計画等の根拠と環境対策の説明を求める。ことに対して、航路をマイナス3mからマイナス3.5mまで増深することにより、20トン漁船の円滑な入出港が図られます。竣工工事の際に汚濁防止柵、膜設置を行い、環境対策を図って参りますと答弁をして、地域水産物供給基盤整備事業172,398,000円を計上しています。

しかし、名護市沖合スギ等の養殖場への漁船の航行に便宜を図るための塩屋漁港航路の浚渫や、やんばる地域の沖合や全国、世界で海砂採集による漁場環境の攪乱や海浜浸食による環境破壊に繋がっていると問題視されている中、工事の影響対策の説明は、事業の環境影響調査も無い事業推進は住民を不安に陥れるものです。また、養殖場に最も近い屋我地漁港は、利便性や流通コストなど有利性があります。塩屋漁港航路の増深までして、なぜ栽培漁業の拠点にする村の水産振興に問題があります。

世界自然遺産に登録された地域に住むものとして、誇りを持ち、地域を深く理解し、その自然を最大限に生かして村の魅力を引き出す必要があります。本村は、豊かな自然をはじめ、様々な観点から大きな可能性を秘めています。生物多様性の地域特性を活かしながら、その保全と活用を推進していかなければなりません。その一環として、日本初となる国立自然史博物館の設立と本村への誘致に向けた活動を、引き続き展開していく施策と、令和6年度に続き今年度も同額の5,600,000円予算の招へい委託料が計上されています。一方、村の生物多様性と生態系に対する杜撰な政策も浮き彫りにされ矛盾を感じます。

国立自然史博物館設立準備委員会は、「なぜ自然史？ 私たちは新型コロナウイルス感染症の脅威を体験しました。そして、世界中で、想定外のおおきさの地震や台風等の自然災害も、頻繁に起きています。人間の勝手な振る舞いに対する自然のしっぺ返しだとおもいませんか？ 人間は自然の一部だけ見て、自然に……

○ 議長(大城佐一) 吉浜 覚議員、演説会ではないですので、ちゃんとした討論を端的にお願いします。

○ 8番(吉浜 覚) はい、落ち着いてください。もう少しで終わります。自然に対する十分な配慮なしで、自分だけの社会を作ってきたのです。今こそ、“自然がどんなものか”学び、私たち人類と自然との関係を見直す必要があります。自然とは、天地・宇宙・森羅万象(存在する一切のもの)で、自然史とは、自然の姿とその歴史のことです。自然史を研究することで、人類が地球と共に生き続ける可能性が大きく広がります。と啓蒙活動をしています。

本村の施策や予算が環境破壊の誘発、自然災害に対する対応の不安がある中、国立自然史博物館の設立の本村への誘致が設置の担保措置がとれるどころか、設立趣旨に背くものであり、本村への誘致は厳しいと考えられます。

本予算案は、村民との共同による村づくりに全力を挙げて取り組むとしています。国、県等と連携し、復旧・復興に向けて、今回の想定外の災害を教訓に、防災・減災対策を強化し、災害に強い村づくりに一層努めるとした施策や予算は、本村のコンプライアンスやガバナンスが欠如しており、厳しい村財政

運用にも問題があります。村民が災害から不安が解消されとの信頼が持てるものではありません。

本村が豊かな自然を未来に継承し、自然と人類の関係を見直し、世界の発展に寄与する拠点としての施策や予算は、村政発展への使命感と責任感を持ち、大宜味村らしさを活かした村づくりをしていくことが求められています。コンプライアンス、ガバナンスが欠如しているため整合性に疑問や村財政の厳しい中で効率の良い制度資金を活用することが求められています。本議案を修正して提案すべきと考えます。よって、本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和7年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和7年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号 令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和7年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和7年度大宜味村簡易水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号 令和7年度大宜味村下水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和7年度大宜味村下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第32号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第18 陳情第32号 国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第129号

令和7年3月21日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大城邦彦

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
32	国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情	一部採択	本陳情で求められている意見書の内容は、村の実状と一部異なるため、送付は行わない	

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(大城邦彦) ただいま議題となりました陳情第32号 国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、3月13日午前11時00分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

総務常任委員会の審議では、委員に意見を求めたところ、大宜味村では、既に無償化を行っており、

「県と貴自治体が協力して無償化の実現をめざす」とされる部分についてはあたらぬのではないかなどの意見等があり、陳情趣旨は理解するが、意見書を提出しない一部採択となりました。

今後、大宜味村議会として村の現状を踏まえた意見書を作成し提出することを確認しました。

以上で、総務常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第32号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第32号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第32号 国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情について採決します。

本陳情に対する委員長の報告は一部採択です。本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって陳情第32号 国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情については、委員長の報告のとおり一部採択することに決定しました。

◎議員派遣の件

○ 議長（大城佐一） 日程第19 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和7年3月21日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、下記のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研 修 名	派遣人員
4月	沖縄振興拡大会議	1名（議長）
5月	全国町村議会議長・副議長研修会（東京都） 北部市町村議長会定例総会（金武町） 常任委員長・副委員長実務研修会（那覇市）	2名 1名（議長） 8名
7月	沖縄県町村議長会役員会（那覇市） 北部市町村議長会先進地行政視察研修会（台湾） 奄美・やんばる広域圏交流推進協議会	1名（議長）
8月	北部市町村議長会定例総会（伊平屋村） 県町村正副議長・正副委員長研修会（北谷町）	1名（議長） 8名
9月	現地調査	全議員
10月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 （名護市） 県町村議会議長会定例総会（那覇市） 町村議会議員・職員研修会（那覇市）	全議員 1名（議長） 全議員
11月	町村議会議長全国大会（東京都） 八重山一心会総会 北部三村議会連絡協議会研修会 北部市町村議長会定例総会	1名（議長） 1名（議長） 全議員 1名（議長）
12月	沖縄県町村議長会役員会（那覇市）	1名（議長）
2026年1月	議会広報研修会（那覇市） 北部議長会新年会	4名 1名（議長）
2月	県町村議会議長会定期総会 北部市町村議長会定例総会（北部会館） 町村議会議員・職員研修会（那覇市）	1名（議長） 1名（議長） 全議員
3月	現地調査	全議員

派遣目的：村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
令和7年第3回大宜味村議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前11時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員